

第23回 石巻地域合併協議会

〔開催日：平成16年11月29日(月)〕
〔場 所：石巻ルネッサンス館〕

石巻地域合併協議会事務局

第 2 3 回 石巻地域合併協議会 資料目次

報告事項

報告第72号	桃生町における廃置分合関連議案の議決結果について	P 1
報告第73号	宮城県知事に対する廃置分合申請について	P 3
報告第74号	指定金融機関等について	P 6
報告第75号	石巻地域合併協議会事務局規程の一部改正について	P 9
報告第76号	合併準備事務に係る基本方針について	P 16

調整結果報告事項

調整結果報告第 1 号	慣行の取扱い（協定項目19）について	P 21
調整結果報告第 2 号	国民健康保険事業の取扱い（協定項目20）について	P 23
調整結果報告第 3 号	介護保険事業の取扱い（協定項目21）について（その 1）	P 27
調整結果報告第 4 号	行政区の取扱い（協定項目23）について	P 36
調整結果報告第 5 号	交通関係事業の取扱い（協定項目25-7）について	P 39
調整結果報告第 6 号	障害者福祉事業の取扱い（協定項目25-11）について	P 43
調整結果報告第 7 号	高齢者福祉事業の取扱い（協定項目25-12）について（その 1）	P 49
調整結果報告第 8 号	学校教育事業の取扱い（協定項目25-27）について	P 65

その他

平成 1 7 年度新市予算編成手順について	P 68
河南町の「合併」を考える会からの緊急公開質問状に対する回答について	P 69

第23回 石巻地域合併協議会 次第

日時：平成16年11月29日(月)
午前9時30分～
場所：石巻ルネッサンス館
1階 マルチ交流ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

- 報告第72号 桃生町における廃置分合関連議案の議決結果について
- 報告第73号 宮城県知事に対する廃置分合申請について
- 報告第74号 指定金融機関等について
- 報告第75号 石巻地域合併協議会事務局規程の一部改正について
- 報告第76号 合併準備事務に係る基本方針について

(2) 調整結果報告事項

- 調整結果報告第1号 慣行の取扱い(協定項目19)について
- 調整結果報告第2号 国民健康保険事業の取扱い(協定項目20)について
- 調整結果報告第3号 介護保険事業の取扱い(協定項目21)について(その1)
- 調整結果報告第4号 行政区の取扱い(協定項目23)について
- 調整結果報告第5号 交通関係事業の取扱い(協定項目25-7)について
- 調整結果報告第6号 障害者福祉事業の取扱い(協定項目25-11)について
- 調整結果報告第7号 高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25-12)について(その1)
- 調整結果報告第8号 学校教育事業の取扱い(協定項目25-27)について

(3) その他

- 平成17年度新市予算編成手順について
- 河南町の「合併」を考える会からの緊急公開質問状に対する回答について
- 第24回 石巻地域合併協議会の日程(案)について
- 平成16年12月22日(水) 午前9時30分～ 石巻ルネッサンス館

5 そ の 他

6 閉 会

報告第72号

桃生町における廃置分合関連議案の議決結果について

桃生町における廃置分合関連議案の議決結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

廃置分合関連議案議決結果

議員数

(単位:人)

市町名	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
議員定数	29	20	14	20	16	14	14
現議員数	29	20	14	20	15	14	14
出席議員数	28	20	14	20	15	14	14
欠席議員数	1	0	0	0	0	0	0
(備考)	病欠						

廃置分合

(単位:人)

市町名	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
議決結果等	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
[採決方法]	記名	起立	無記名	起立	記名	起立	起立
賛成数	20	11	9	15	13	10	13
反対数	7	8	4	4	1	3	0
棄権白票等	0	0	0	0	0	0	0

財産処分

(単位:人)

市町名	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
議決結果等	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
[採決方法]	起立	起立	無記名	起立	起立	起立	起立
賛成数	多数	11	10	15	13	12	13
反対数	少数	8	3	4	1	1	0
棄権白票等	0	0	0	0	0	0	0

議員定数

(単位:人)

市町名	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
議決結果等	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
[採決方法]	起立	起立	無記名	起立	起立	起立	起立
賛成数	27	12	10	18	13	12	13
反対数	0	7	3	1	1	1	0
棄権白票等	0	0	0	0	0	0	0

農業委員定数

(単位:人)

市町名	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
議決結果等	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
[採決方法]	起立	起立	無記名	起立	起立	起立	起立
賛成数	27	13	9	18	14	12	13
反対数	0	6	4	1	0	1	0
棄権白票等	0	0	0	0	0	0	0

各議案とも、採決は、議長を除いて行われています。

採決の方法 : 記名投票、無記名投票、起立採決のいずれか。

議決日 : 石巻市議会 11月9日、5町議会(桃生町除く)は11月10日、
桃生町 11月19日

報告第73号

宮城県知事に対する廃置分合申請について

宮城県知事に対しての廃置分合申請を平成16年11月24日に行ったので報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

知事に対する廃置分合申請について

1. 日時 : 平成16年11月24日(水) 15:40 ~ 15:50

2. 場所 : 県庁行政庁舎4階 庁議室

3. 申請側出席予定者

	役職名	氏名	備考
1	石巻市長	土井 喜美夫	石巻地域合併協議会会長
2	河北町長	太田 実	
3	雄勝町長	山下 壽郎	石巻地域合併協議会副会長
4	河南町長	橋浦 清元	
5	桃生町長	平塚 義兼	
6	北上町長	佐藤 健児	
7	牡鹿町長	木村 富士男	
8	石巻市議会議長	松川 昭	石巻地域合併協議会副会長
9	河北町議会議長	神山 庄一郎	
10	雄勝町議会議長	高橋 左文	
11	河南町議会議長	三浦 總吉	
12	桃生町議会議長	若山 憲彦	
13	北上町議会議長	佐藤 功	石巻地域合併協議会副会長
14	牡鹿町議会議長	渥美 義孝	
15	石巻地方振興事務所長	石垣 仁一	
	〔地元選出県会議員〕		
16	宮城県議会議員	加賀 剛	石巻選挙区選出議員
17	宮城県議会議員	佐々木 喜藏	石巻選挙区選出議員
18	宮城県議会議員	本木 忠一	石巻選挙区選出議員
19	宮城県議会議員	坂下 賢	桃生選挙区選出議員
20	宮城県議会議員	渥美 巖	桃生選挙区選出議員
21	宮城県議会議員	池田 憲彦	桃生選挙区選出議員
22	宮城県議会議員	須田 善明	牡鹿選挙区選出議員
	〔随行者〕		
23	事務局長	木村 耕二	(石巻市職員)
24	事務局次長	植松 博史	(石巻市職員)
25	事務局次長	鈴木 文也	(宮城県職員)
26	事務局員	石川 文彦	(桃生町職員)
27	石巻地方振興事務所員	東海林 清広	(地方振興部班長)




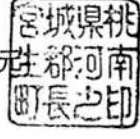
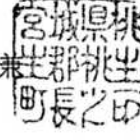

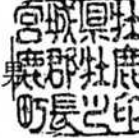
4. 宮城県議会正副議長への挨拶

(1) 日時 : 平成16年11月24日(水) 15:15 ~ 15:25

(2) 場所 : 県庁議会庁舎3階 議長応接室

石広推第 16 号
 河北総第 1615 号
 雄総第 888 号
 河南総第 1547 号
 桃町総第 1275 号
 北総第 838 号
 牡鹿総第 278 号
 平成16年11月24日

宮城県知事 浅野 史郎 殿

石巻市長	土井喜美夫	
河北町長	太田美	
雄勝町長	山下壽郎	
河南町長	橋浦清元	
桃生町長	平塚義兼	
北上町長	佐藤健	
牡鹿町長	木村富士	

石巻市，桃生郡河北町，同郡雄勝町，同郡河南町，同郡桃生町，同郡北上町及び牡鹿郡牡鹿町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により，平成17年4月1日から石巻市，桃生郡河北町，同郡雄勝町，同郡河南町，同郡桃生町，同郡北上町及び牡鹿郡牡鹿町を廃し，その区域をもって新たに石巻市を設置したいので，関係書類を添えて申請します。

報告第74号

指定金融機関等について

新市における指定金融機関等について、別紙のとおり決定したので報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

指定金融機関の取扱いについて

新市における指定金融機関等の取扱いについては、次のとおりとする。

- ・ 指定金融機関関係
新市の指定金融機関は、株式会社七十七銀行とする。
- ・ 収納代理金融機関関係
新市の収納代理金融機関については、株式会社仙台銀行、石巻信用金庫、石巻商工信用組合、株式会社北日本銀行、株式会社東北銀行、株式会社岩手銀行、東北労働金庫、宮城県信用漁業協同組合連合会、いしのまき農業協同組合、石巻市東部漁業協同組合、雄勝町東部漁業協同組合、牡鹿漁業協同組合及び日本郵政公社を指定する方向で、新市の指定金融機関等と協議し決定する。

【指定金融機関の選定理由】

指定金融機関については、公金の収納及び支払いの効率的運営と安全を図る見地から、新市においても引き続き指定金融機関を指定することとし、公金取扱いの経験、事務の精通度、財務指標等を考慮した結果、現在、石巻市、河北町、桃生町、北上町、牡鹿町の1市4町の指定金融機関である「株式会社七十七銀行」を選定した。

【指定代理金融機関を選定しない理由】

公金の取り扱いがほとんど口座払いとなることにより、各総合支所を含めた収納及び支払い業務を、本庁において一元的な管理を図るため、指定金融機関の取扱う業務の一部を、代理として取扱うために指定していた指定代理金融機関の設置は行わないこととした。

【収納代理金融機関の選定理由】

これまでの地域性、住民の利便性を引き続き確保するため、現在の1市6町すべての指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を収納代理金融機関に選定した。

1市6町における指定金融機関等の現況

項 目	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町
指定金融機関	株式会社七十七銀行 (総括店:石巻支店)	株式会社七十七銀行 (取りまとめ店:飯野川支店)	株式会社仙台銀行 (取りまとめ店:雄勝支店)	いしのまき農業協同組合 (取りまとめ店:河南支店)	株式会社七十七銀行 (取りまとめ店:中津山支店)	株式会社七十七銀行 (取りまとめ店:飯野川支店)	株式会社七十七銀行 (取りまとめ店:鮎川支店)
指定代理金融機関	なし	いしのまき農業協同組合	なし	七十七銀行石巻支店 石巻商工信用組合 前谷地支店	いしのまき農業協同組合	なし	なし
収納代理金融機関	株式会社仙台銀行 株式会社東北銀行 株式会社岩手銀行 株式会社北日本銀行 東北労働金庫 宮城県信用漁業協同組合連合会 石巻信用金庫 石巻商工信用組合 いしのまき農業協同組合 石巻市東部漁業協同組合 仙台貯金事務センター 日本郵政公社法第20条第1項の規定により設置された郵便局 取扱郵便局 石巻郵便局	石巻商工信用組合 飯野川支店 仙台貯金事務センター 日本郵政公社法第20条第1項の規定により設置された郵便局 取扱郵便局 河北郵便局	雄勝町東部漁業協同組合 宮城県信用漁業協同組合連合会 (雄勝湾漁協出張所) 仙台貯金事務センター 日本郵政公社法第20条第1項の規定により設置された郵便局 取扱郵便局 雄勝郵便局	 仙台貯金事務センター 日本郵政公社法第20条第1項の規定により設置された郵便局 取扱郵便局 河南郵便局	株式会社仙台銀行津山支店 仙台貯金事務センター 日本郵政公社法第20条第1項の規定により設置された郵便局 取扱郵便局 桃生郵便局	いしのまき農業協同組合 仙台貯金事務センター 日本郵政公社法第20条第1項の規定により設置された郵便局 取扱郵便局 北上郵便局	牡鹿漁業協同組合 仙台貯金事務センター 日本郵政公社法第20条第1項の規定により設置された郵便局 取扱郵便局 鮎川郵便局

報告第75号

石巻地域合併協議会事務局規程の一部改正について

石巻地域合併協議会事務局規程の一部を別紙のとおり改正したので、報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

改正後

石巻地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石巻地域合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、石巻地域合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班及び調整班を置く。

2 班の事務分掌は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理

3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定に関すること。
- (2) 協議会に提案する議案の決定に関すること。
- (3) 協議会の予算(案)及び決算(案)に関すること。
- (4) 規程及び要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) その他事務局長が特に重要であると認める事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(事務代決者)

第8条 事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指名した事務局次長が代決

することができる。

(文書の取扱い)

第9条 協議会における文書の收受，配布，処理，保存その他の文書の取り扱いに関し必要な事項は，会長の属する市町の規程を準用する。

2 公用文の記号については，「石合協」とする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称，寸法及び形状は，別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の管理は，事務局長が行うものとする。

(情報公開の取扱い)

第11条 協議会が保有する公文書の情報公開については，会長の属する市町の例による。

(職員の服務)

第12条 職員の服務及び勤務条件については，それぞれの職員が属する市町又は県の例による。

(職員の給与等)

第13条 職員の給与については，それぞれの職員が属する市町又は県が負担する。ただし，県からの派遣職員に対する時間外勤務手当，休日勤務手当及び夜間勤務手当については協議会が支給する。

2 職員の旅費については，会長の属する市町の例により，協議会が支給する。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は，平成16年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
<p>総 務 班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議及び幹事会に関すること。 4 小委員会に関すること。 5 合併に関する資料の編さん及び調整等に関すること。 6 国及び県との連絡調整に関すること。 7 協議会の予算及び決算に関すること。 8 協議会事務の調整に関すること。 9 協議会の広報誌及びホームページに関すること。 10 新市建設計画に関すること。 11 新市財政計画に関すること。 12 住民説明会及び合併に伴う住民への周知に関すること。 13 合併準備の調整に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議員定数及び任期等の取扱いに関すること。 (2) 新市組織に関すること。 (3) 新市庁舎利用計画に関すること。 14 その他他の班に属さないこと。 15 担当専門部会（分科会） <ol style="list-style-type: none"> (1) 総務部会 (2) 企画部会（建設計画） (3) 建設部会（都市計画・道路河川）
<p>調 整 班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併協定項目提案の取りまとめに関すること。 2 関係市町間の調整に関すること。 3 新市予算に関すること。 4 合併準備の調整に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市電算システムに関すること。 (2) 事務事業の調整に関すること。 (3) 専門部会，分科会の総括に関すること。 (4) 新市例規に関すること。 (5) 各種団体等の調整に関すること。 (6) 農業委員定数及び任期等の取扱いに関すること。 5 担当専門部会（分科会） <ol style="list-style-type: none"> (1) 財務部会 (2) 企画部会（企画調整・情報化） (3) 建設部会（下水道・建築住宅） (4) 生活環境部会 (5) 保健福祉部会 (6) 産業部会 (7) 病院部会 (8) 教育部会

別表第2(第10条関係)

公印の寸法及び形状
<p data-bbox="236 353 336 389">会長印</p> <div data-bbox="432 434 603 573" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><p data-bbox="448 445 587 481">石巻地域</p><p data-bbox="448 495 587 530">合併協議会</p><p data-bbox="448 544 587 580">会長之印</p></div> <p data-bbox="333 640 663 676">(正方形 20 ミリ × 20 ミリ)</p>

石巻地域合併協議会事務局規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>(第1条～第2条は省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に<u>総務班及び調整班</u>を置く。</p> <p>2 班の事務分掌は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(第4条～第14条は省略)</p>	<p>(第1条～第2条は省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に<u>総務班、計画班及び調整班</u>を置く。</p> <p>2 班の事務分掌は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(第4条～第14条は省略)</p>

別表第1(第3条関係)新旧対照表

改正後	改正前
<p>総務班</p> <p>1 庶務及び会計に関すること。</p> <p>2 合併の諸手続きに関すること。</p> <p>3 協議会の会議及び幹事会に関すること。</p> <p>4 小委員会に関すること。</p> <p>5 合併に関する資料の編さん及び調整等に関すること。</p> <p>6 国及び県との連絡調整に関すること。</p> <p>7 協議会の予算及び決算に関すること。</p> <p>8 協議会事務の調整に関すること。</p> <p>9 協議会の広報誌及びホームページに関すること。</p> <p>10 <u>新市建設計画</u>に関すること。</p> <p>11 <u>新市財政計画</u>に関すること。</p> <p>12 <u>住民説明会及び合併に伴う住民への周知</u>に関すること。</p> <p>13 合併準備の調整に関すること。</p> <p>(1) 議員定数及び任期等の取扱いに関すること。</p> <p>(2) 新市組織に関すること。</p> <p>(3) 新市庁舎利用計画に関すること。</p> <p>14 その他他の班に属さないこと。</p> <p>15 担当専門部会(分科会)</p> <p>(1) 総務部会</p> <p>(2) <u>企画部会(建設計画)</u></p> <p>(3) <u>建設部会(都市計画・道路河川)</u></p>	<p>総務班</p> <p>1 庶務及び会計に関すること。</p> <p>2 合併の諸手続きに関すること。</p> <p>3 協議会の会議及び幹事会に関すること。</p> <p>4 小委員会に関すること。</p> <p>5 合併に関する資料の編さん及び調整等に関すること。</p> <p>6 国及び県との連絡調整に関すること。</p> <p>7 協議会の予算及び決算に関すること。</p> <p>8 協議会事務の調整に関すること。</p> <p>9 協議会の広報誌及びホームページに関すること。</p> <p>10 合併準備の調整に関すること。</p> <p>(1) 議員定数及び任期等の取扱いに関すること。</p> <p>(2) <u>新市例規</u>に関すること。</p> <p>(3) 新市組織に関すること。</p> <p>(4) 新市庁舎利用計画に関すること。</p> <p>11 その他他の班に属さないこと。</p> <p>12 担当専門部会(分科会)</p> <p>(1) 総務部会</p>

調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 合併協定項目提案の取りまとめに関する<u>こと。</u> 2 関係市町間の調整に関する<u>こと。</u> 3 新市予算に関する<u>こと。</u> 4 合併準備の調整に関する<u>こと。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新市電算システムに関する<u>こと。</u> (2) 事務事業の調整に関する<u>こと。</u> (3) 専門部会，分科会の総括に関する<u>こと。</u> (4) 新市例規に関する<u>こと。</u> (5) 各種団体等の調整に関する<u>こと。</u> (6) 農業委員定数及び任期等の取扱いに関する<u>こと。</u> 5 担当専門部会（分科会） <ul style="list-style-type: none"> (1) 財務部会 (2) 企画部会（企画調整・情報化） (3) 建設部会（下水道・建築住宅） (4) 生活環境部会 (5) 保健福祉部会 (6) 産業部会 (7) 病院部会 (8) 教育部会 	計画班	<ul style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関する<u>こと。</u> 2 新市財政計画に関する<u>こと。</u> 3 新市予算に関する<u>こと。</u> 4 住民説明会及び合併に伴う住民への周知に関する<u>こと。</u> 5 合併準備の調整に関する<u>こと。</u> 6 担当専門部会（分科会） <ul style="list-style-type: none"> (1) 財務部会（財政） (2) 企画部会（建設計画） (3) 建設部会（都市計画・道路河川）
	調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 合併協定項目提案の取りまとめに関する<u>こと。</u> 2 関係市町間の調整に関する<u>こと。</u> 3 合併準備の調整に関する<u>こと。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新市電算システムに関する<u>こと。</u> (2) 事務事業の調整に関する<u>こと。</u> (3) 専門部会，分科会の総括に関する<u>こと。</u> (4) 各種団体等の調整に関する<u>こと。</u> (5) 農業委員定数及び任期等の取扱いに関する<u>こと。</u> 4 担当専門部会（分科会） <ul style="list-style-type: none"> (1) 財務部会（税務・管財・出納） (2) 企画部会（企画調整・情報化） (3) 建設部会（下水道・建築住宅） (4) 生活環境部会 (5) 保健福祉部会 (6) 産業部会 (7) 病院部会 (8) 教育部会 	調整班

報告第76号

合併準備事務に係る基本方針について

合併準備事務に係る基本方針について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

合併準備事務に係る基本方針

石巻地域合併協議会

1. 趣 旨

平成17年4月1日の新「石巻市」誕生に向け、構成市町の全ての職員が共通認識のもとに合併準備事務を進めるため、その包括的な基本方針を定め、住民サービスに影響をきたさないよう新市への事務移行が円滑にできるようにする。

2. 合併準備事務共通の基本的な考え方

合併に伴う準備事務は、合併協定項目の調整方針に基づくもの、事務事業の一元化調整に基づくもの、新市事務所の整備や選挙準備など、多岐にわたることとなるが、住民サービスの低下を招くことのないよう最大限配慮するものとする。

特に、本庁と総合支所間の業務遂行や各種施設の運営等にアンバランスが生じないように努めるものとする。

また、基本的には、庁舎をはじめとする各施設や現有備品・消耗品等の現有財産を最大限活用するなどの対応により、最小の経費で新市に移行できるよう努めるものとする。

職員としての関わり方については、構成市町の全ての職員が何らかの形で関わることとし、互いに連携し合い、一致協力して取り組むこととする。

3. 合併準備体制の基本方針

(1) 基本的な考え方について

新市への事務移行が円滑にできるようにするため、合併準備に係る体制については、現行の「石巻地域合併協議会」の現行組織体制を基本とし、幹事会・専門部会・分科会の組織を拡充し、合併準備事務・作業機能を強化する。

(2) 「首長会議」について

市・町長による「首長会議」を開催し、合併準備事務に係る構成市町間での協議並びに調整を行う。

「首長会議」で協議並びに調整を行う合併準備については、次のとおりとする。

ア．合併までのスケジュール調整

イ．合併準備事務の調整、事業主体、経費負担等に関する協議

ウ．職員の人事、給与及び組織に関する協議

エ．その他構成市町の合併準備に必要な事項に関する協議

における協議について、「合併協議会」へ報告するものとする。

(3) 「幹事会」について

事務的に調整する事項については、「幹事会」において最終的な調整・決定を行う。

「幹事会」の機能強化を目的として、「幹事長」の指示により、市の「部長級職員」を会議に参加させることができるものとする。

「幹事会」での協議の迅速化を図るため、「幹事長」の指示により、合併担当及び総務担当幹事による「部課長会議」を開催し、事前調整を行うことができるものとする。

(4) 「専門部会」について

「専門部会」を、合併準備事務を行う中心的な機関と位置付ける。

「専門部会」の強化を図るため、構成市町の全ての部次長級及び課長級職員をいずれかの専門部会に所属させるものとする。

合併準備事務の効率化及び迅速化を図るため、「部会長」の指示により、必要に応じて「担当部会」を設け、専門分野の合併準備事務を行わせるものとする。

「専門部会」又は「担当部会」は、常に「分科会」又は「ワーキンググループ」における準備作業状況を把握するとともに、調整が困難と判断される事項については、「合併協議会事務局」と連携し、上部機関の判断を求めるものとする。

(5) 「分科会」について

「分科会」を、合併準備事務並びに作業を行う実働的な機関と位置付ける。

「分科会」の強化を図るため、必要に応じて専門分野の担当職員を所属させることができるものとするほか、構成市町の全ての職員が連携し合併準備作業にあたるよう配慮するものとする。

「分科会」は、「分科会長」の指示により、必要に応じ「ワーキンググループ」を設け、専門分野の合併準備作業を行わせるものとする。

(6) 「プロジェクトチーム」について

「専門部会」又は「分科会」において特定項目を専門的又は横断的に協議・調整を行う必要がある場合には、「プロジェクトチーム」を設けることができる。

「プロジェクトチーム管理者」については「専門部会員」から、「プロジェクトチーム員」については「分科会員」又は「該当分野の担当職員」から、「幹事長」が指名する。

(7) 「各行政委員会等」の会議について

「各行政委員会」「教育長」「収入役」等の特別職等については、必要に応じてそれぞれ会議を開催し、協議並びに調整を行う。

協議並びに調整の結果については、その内容により「幹事会」又は「首長会議」に提案する。

「各行政委員会等」の会議についての運営及び庶務については、それぞれの「担当専門部会」が所掌する。

(8) 「合併協議会事務局」について

「事務局」については、「合併協議会」における「合併に関する協議」が引き続き行われていくため、合併準備に関しては、主に、全体の進行管理と調整、作業促進のための事務を行う。

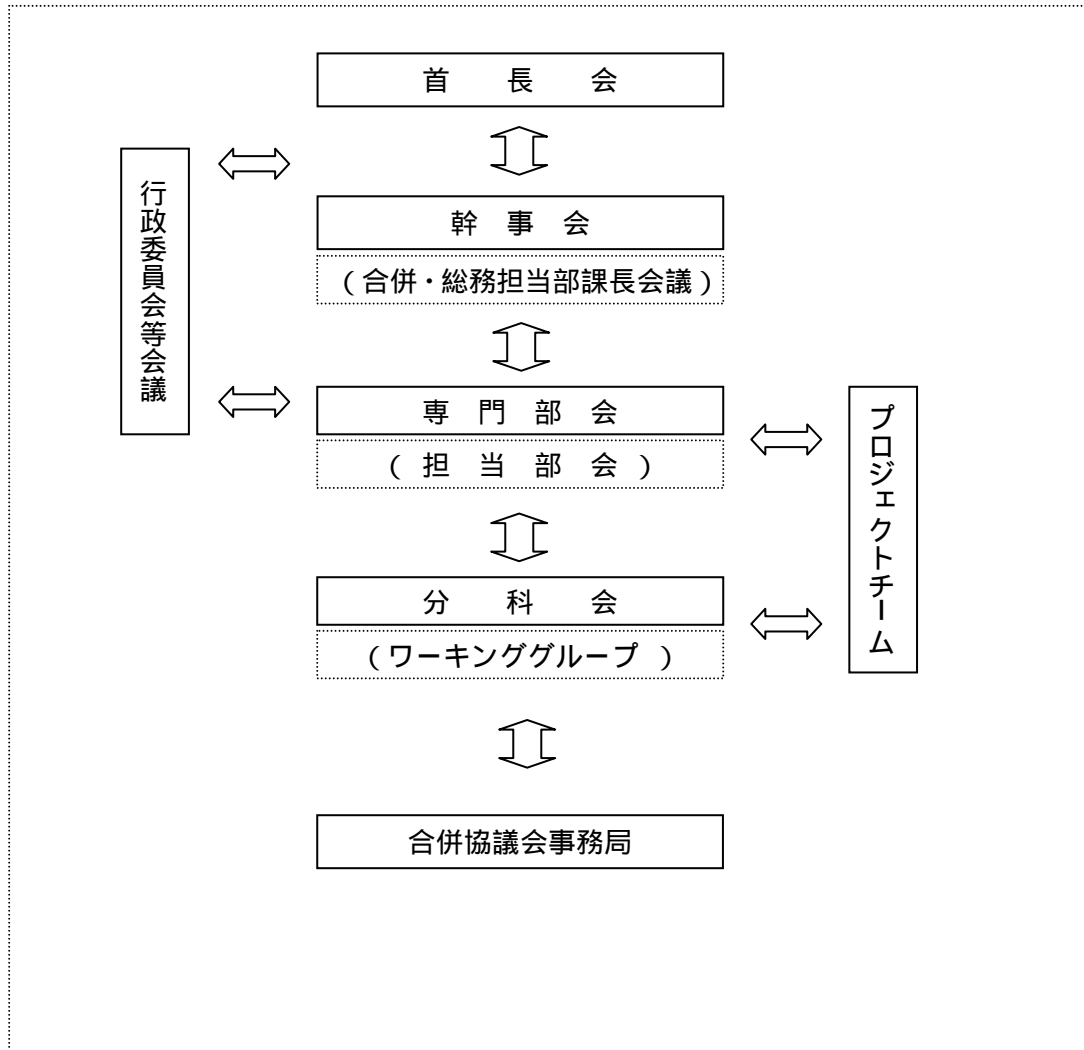
現体制を維持し、合併準備のための増員等は行わない。

4. 主な合併準備事務

合併に伴い想定される準備事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 例規の整備
- (2) 事務事業一元化調整（協定項目の合併時まで調整の事項、その他の事務・事業等）
- (3) 事務処理マニュアルの作成
- (4) 住所表示の変更手続き
- (5) 一部事務組合等の各種手続き
- (6) 附属機関の設置準備
- (7) 公共的団体の調整指導
- (8) 新市行政組織の整備（本庁・分庁の取扱い含む。）
- (9) 特別職等の報酬・費用弁償の決定
- (10) 一般職の人事給与関係の調整
 - 一般職員の人事配置
 - 一般職の給与調整
- (11) 特別職の選任等の準備
 - 市長職務執行者の選任準備
 - 収入役職務代理者の選任準備
 - 暫定教育委員の選任準備
 - 暫定固定資産評価審査委員の選任準備
 - 暫定選挙管理委員の互選準備
 - その他の非常勤特別職の委嘱準備
- (12) 地域づくり委員会条例の整備・委員候補の選出
- (13) 新市町の暫定予算・本予算の編成
- (14) 新市町後期過疎地域自立促進計画の策定準備
- (15) 各市町の決算準備
- (16) 指定金融機関・収納代理金融機関の指定準備
- (17) 財産等の点検・整理
- (18) 庁舎の整備（改修・借上げ等）
- (19) 看板・表示等の準備
- (20) 電算システムの統合準備
 - 基幹系システムの統合準備
 - 地域イントラネットの整備
 - 個別システムの統合準備
- (21) 引越し・書類移転の準備
- (22) 事務引継ぎの準備
- (23) 市民生活便利帳等の作成準備・配布
- (24) 閉市式・閉町式の準備
- (25) 開庁式・開所式の準備
- (26) 新市誕生のPR
- (27) 市長・市議会議員選挙の準備
- (28) その他事前準備作業
 - 各種パンフレット等の作成
 - 新市ホームページの作成
 - 新市広報の発行準備
- (29) 県等との引継ぎ（生活保護業務・建築確認業務等）

合併準備体制の概念図



調整結果報告第 1 号

慣行の取扱い（協定項目 19）について

慣行の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成 16 年 11 月 29 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

慣行の取扱いについて（協定項目19）

【調整方針】

- (1) 市章については、合併時に制定する。
- (2) 市の花、木、鳥等については、新市において制定する。
- (3) 市民憲章及び各種宣言については、新市において制定する。

【調整方針（1）に係る具体的調整結果】

市章については、現在の石巻市の市章とする。

（調整理由）

市章については、新市の名称が現在の石巻市と同様の漢字表記による「石巻市」に決定されたことを受け、新規に公募等により制定する方法又は昭和9年に制定された現在の石巻市の市章の継続使用について比較検討した。その結果、現在の石巻市の市章の由来、新たに制定した場合発生する諸経費（下記のとおり）及び合併の趣旨などを勘案すると、現在の石巻市の市章を使用することが最良であると判断した。

また、現在の石巻市の市章に基づく意匠による校章（市立女子高等学校及び宮城県石巻女子高等学校）、社章及びマークを使用し団体名を付記している団体（石巻市空手道スポーツ少年団、石巻市老人クラブ連合会など）等もあることから、社会的な影響を考慮したものである。

[参考] 市章（マーク）変更による作成経費調 平成16年3月1日現在
石巻市において、現在のマークを変更した場合を想定し試算

	* 総額	137,245,000円(+)
・主な経費(単体)	市政功労賞等型代	1,740,000円
	防災服, 帽子, ヘルメット	315,000円
	交通指導隊旗	150,000円
	賞状盆等	240,000円
	行政委員記章	352,800円
	印鑑登録カード等	6,224,000円
	青果市場買受人等記章	431,200円
	下水道排水設備検査済証	500,000円
	市職員章	700,000円
	市旗(60枚保有)	300,000円
	ごみ収集車マーク(22台)	440,000円
	企業誘致ホームページ・パンフ	1,120,000円
	小計	12,513,000円
・主な経費(固定物)	総合体育館緞帳	100,000円
	文化センター等ステージ幕等	180,000円
	消火栓・防火水槽蓋	117,800,000円
	市民会館石碑・揚幕等	674,000円
	無縁故者納骨堂(香炉, 花立)	100,000円
	魚市場外壁マーク(西側)	5,878,000円
	小計	124,732,000円

調整結果報告第2号

国民健康保険事業の取扱い（協定項目20）について

国民健康保険事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目番号	20	協定項目の名称	国民健康保険事業の取扱い
調整方針	<p>国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成22年度までは不均一課税とし、平成23年度に統一する。</p> <p style="padding-left: 20px;">各年度における税率については、平準化することを基本とし、大幅な負担増を避けるため、国民健康保険事業財政調整基金等からの繰入等を考慮し段階的に調整するとともに、収納率を確保するため、収納体制の強化を図る。</p> <p>2 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課については、現行のとおりとする。督促手数料については100円とする。</p> <p>3 納期については10期とし、このうち仮算定は4期とする。本算定については8月1日とする。</p>		

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(4)国民健康 保険運営協 議会	<p>【開催】 年2～3回</p> <p>【委員定数】 19名 公益代表6名 保険医・薬剤師代表6名 被保険者代表6名 被用者保険代表1名</p> <p>【任期】 2年</p>	<p>【開催】 年2～3回</p> <p>【委員定数】 12名 公益代表4名 保険医・薬剤師代表4名 被保険者代表4名</p> <p>【任期】 2年</p>	<p>【開催】 年2～3回</p> <p>【委員定数】 9名 公益代表3名 保険医・薬剤師代表3名 被保険者代表3名</p> <p>【任期】 2年</p>	<p>【開催】 年4～5回</p> <p>【委員定数】 9名 公益代表3名 保険医・薬剤師代表3名 被保険者代表3名</p> <p>【任期】 2年</p>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	生活環境部会	分科会名	国民健康保険分科会
<p>4 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置するものとし、委員の定数については22名以内とし、選出方法は合併時まで調整する。</p> <p>5 国民健康保険事業財政調整基金については、新市の国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、合併時に持ち寄る。</p> <p>6 貸付事業</p> <p>(1) 高額療養費資金貸付事業については、石巻市、河北町、河南町、北上町、牡鹿町の例により実施するものとし、貸付基金は、制度の安定的運営を図るため、合併時に持ち寄る。</p> <p>(2) 出産費資金貸付事業については、石巻市の例により新市においても実施するものとし、貸付基金は1,000万円とする。</p> <p>7 出産育児一時金及び葬祭費の支給については、現行のとおりとする。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【開催】年4回</p> <p>【委員定数】9名 公益代表3名 保険医・薬剤師代表3名 被保険者代表3名</p> <p>【任期】2年</p>	<p>【開催】年2～3回</p> <p>【委員定数】9名 公益代表3名 保険医・薬剤師代表3名 被保険者代表3名</p> <p>【任期】2年</p>	<p>【開催】年2～3回</p> <p>【委員定数】9名 公益代表3名 保険医・薬剤師代表3名 被保険者代表3名</p> <p>【任期】2年</p>	<p>新市において新たに設置するものとし、委員の定数については22名(公益代表7名、保険医・薬剤師代表7名、被保険者代表7名、被用者保険代表1名)以内とし、選出方法は合併時まで調整する。</p> <p><具体的調整結果> 被保険者代表7名については、各市町から1名ずつ選出する。 公益代表7名、保険医・薬剤師代表7名、被用者保険代表1名については、新市において関係機関等と協議のうえ選出するものとする。</p>

調整結果報告第3号

介護保険事業の取扱い（協定項目21）について（その1）

介護保険事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
調整方針			<p>1 介護保険料については平成17年度までは、現行のとおり不均一賦課とし、第3期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成18年度からは、統一する。なお、納期及び減免規定については合併時に統一する。</p> <p>2 介護保険料の独自減免については、平成17年度までは実施するものとし、平成18年度以降については、新市において調整する。なお、利用者負担の独自減免については、新市においては実施しない。</p> <p>3 介護保険事業財政調整基金は、合併時に持ち寄る。</p> <p>4 介護保険運営(審議)協議会については、合併時に統一する。</p> <p>5 在宅介護支援センターの運営については、基本的には基幹型は直営とし、地域型は法人に委託する。また、地域型の数及び委託料については、合併時まで調整する。</p> <p>6 家族介護用品支給及び家族介護慰労金支給については、合併時に統一する。</p>

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(1)介護保険料に関すること	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5)1,400円 ・第2段階(〃×0.75)2,100円 ・第3段階(基準額)2,800円 ・第4段階(〃×1.25)3,500円 ・第5段階(〃×1.50)4,200円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 ・特別徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5)1,200円 ・第2段階(〃×0.75)1,800円 ・第3段階(基準額)2,400円 ・第4段階(〃×1.25)3,000円 ・第5段階(〃×1.50)3,600円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 8月,9月,10月,11月,12月,1月 ・特別徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5)1,350円 ・第2段階(〃×0.75)2,025円 ・第3段階(基準額)2,700円 ・第4段階(〃×1.25)3,375円 ・第5段階(〃×1.50)4,050円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 ・特別徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5)1,350円 ・第2段階(〃×0.75)2,025円 ・第3段階(基準額)2,700円 ・第4段階(〃×1.25)3,375円 ・第5段階(〃×1.50)4,050円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月 ・特別徴収 4月,6月,8月,10月,12月,2月
(4)介護保険運営(審議)協議会に関すること	<p>【名称】 石巻市介護保険運営審議会</p> <p>【目的,活動内容等】 市長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査し、審議する。 介護保険事業計画の策定等に関する事項 その他介護保険の運営に関する事項</p> <p>委員の任期は3年、会議は会長の招集により開催。</p>	<p>【名称】 河北町介護保険運営協議会</p> <p>【目的,活動内容等】 同左</p>	<p>【名称】 雄勝町介護保険運営協議会</p> <p>【目的,活動状況等】 同左</p>	<p>【名称】 河南町介護保険運営委員会</p> <p>【目的,活動状況等】 介護保険に関する施策の実施を、町民等の意見を十分に反映しながら、円滑かつ適正に行うことを目的とする。</p> <p>委員の任期は3年、会議は委員長の招集により開催</p>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
<p>7 介護保険要介護認定訪問調査(審査)事務については、要介護認定・要支援認定事務は現行のとおりとし、市内の認定調査は原則として直営とする。なお、市外施設等の認定調査は原則として委託とし、委託料については合併時に統一する。</p> <p>8 介護認定審査会については、合併時まで調整する。</p> <p>9 指定居宅介護支援事業、指定訪問介護事業及び指定通所介護事業については、新市においては、基本的には直営による事業運営は行わず、民間事業者の参入促進を図るとともに、地域の実情に応じて直営及び委託方式を併用する。</p> <p>10 介護保険保健福祉事業については、平成17年度においては、現行のとおり実施し、平成18年度以降については、次期介護保険事業計画の中で調整する。</p> <p>11 介護保険事業計画については、次期事業計画から統一する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5) 1,520円 ・第2段階(〃×0.75) 2,280円 ・第3段階(基準額) 3,040円 ・第4段階(〃×1.25) 3,800円 ・第5段階(〃×1.50) 4,560円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 ・特別徴収 4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5) 1,300円 ・第2段階(〃×0.75) 1,950円 ・第3段階(基準額) 2,600円 ・第4段階(〃×1.25) 3,250円 ・第5段階(〃×1.50) 3,900円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月 ・特別徴収 4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 	<p>【第1号被保険者所得段階別保険料(月額)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階(基準額×0.5) 1,200円 ・第2段階(〃×0.75) 1,800円 ・第3段階(基準額) 2,400円 ・第4段階(〃×1.25) 3,000円 ・第5段階(〃×1.50) 3,600円 <p>【納期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通徴収 4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 ・特別徴収 4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月 	<p>平成17年度までは、現行のとおり不均一賦課とし、第3期介護保険事業計画策定時に合わせて、平成18年度からは、統一する。なお、納期及び減免規定については合併時に統一する。</p> <p>具体的調整結果 納期は、4月、6月、8月、10月、12月、2月に統一する。また、減免規定は、国の「災害による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準」に準拠することを基本とする。</p>
<p>【名称】 桃生町介護保険運営委員会</p> <p>【目的、活動状況等】 町長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査し、審議する。 ・介護保険に関する施策及び事務事業の評価に関する事項</p> <p>委員の任期は3年、会議は委員長の招集により開催。</p>	<p>【名称】 北上町介護保険運営委員会</p> <p>【目的、活動状況等】 石巻市と同じ</p>	<p>該当なし</p>	<p>名称も含め、設置及び運営について合併時に統一する。</p> <p>具体的調整結果 名称は、「石巻市介護保険運営審議会」とし、委員構成は、被保険者の代表7名(各市町1名)、介護サービス事業者の代表7名(各市町1名)、学識経験者の代表3名(医師、大学教授、議会代表)の17名で組織する。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
--------	----	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(5)在宅介護支援センターに関する事	<p>【目的】 在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者及び家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整等を図る。</p> <p>【内容】 基幹型在宅介護支援センター(1カ所)の運営は、石巻市社会福祉協議会に委託している。 地域型支援センター(7カ所)の運営は、社会福祉法人、医療法人、民間事業者に委託している。</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【内容】 地域型支援センター(1カ所)の運営は、社会福祉法人に委託している。</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【内容】 在宅介護支援センター(1カ所)の運営は、社会福祉法人 旭寿会に委託している。</p>	<p>【目的】 在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者または家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種保健福祉サービスが総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等との連絡調整等便宜を供与し、もって、要援護高齢者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 基幹型在宅介護支援センターは、町が運営している。 地域型支援センター(2カ所)の運営は、社会福祉法人に委託している。</p>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
-------	--------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【目的】 在宅介護に関する総合的な相談に応じ、助言と相談を行うことにより、在宅介護者の精神的、身体的負担の軽減を図る。</p> <p>【内容】 地域型在宅介護支援センターは、町が運営している。</p>	<p>【目的】 石巻市と同じ。</p> <p>【内容】 基幹型在宅介護支援センター(1カ所)及び地域型支援センター(同カ所)は、併設型で町が運営している。</p>	<p>【目的】 在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、高齢者あるいは、その家族の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように関係機関との連絡調整等の便宜を供与し高齢者やその家族等の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 基幹型在宅介護支援センター(1カ所)は、町が運営している。 地域型在宅介護支援センター(1カ所)の運営は、社会福祉法人旭寿会に委託している。</p>	<p>基幹型在宅介護支援センターの運営については、基本的に直営とし、地域型在宅介護支援センターの運営については、法人に委託する。また、地域型在宅介護支援センターの数及び委託料については、合併時まで調整する。</p> <p>調整中</p>

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
--------	----	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(6)家族介護用品支給に関する事	<p>【対象者等】 市内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、常時失禁状態にあると認められる者を介護している家族に対し、紙おむつ等を引き換えるための「購入給付券」を年2回に分けて支給する。</p> <p>【支給要件・支給額等】 市民税非課税世帯において、介護保険の要介護認定が、要介護4又は要介護5と認定され、紙おむつが必要と認められる高齢者を介護している家族。 支給額 高齢者1人当り月額4,000円 市民税非課税世帯において、介護保険の要介護認定が、要支援～要介護3と認定され、紙おむつが必要と認められる高齢者を介護している家族。 支給額 高齢者1人当り月額2,000円 その他市長が特に必要と認めた者 事実上同居に近い形で介護に当たっている家族(二世帯住宅や同一敷地内に居住しているなど)</p> <p>【支給状況】 平成14年度 4,000円給付券 514枚 2,048,566円 2,000円給付券 497枚 990,571円 計 3,039,137円</p>	<p>【対象者等】 町内に住所を有し、介護認定を受け要介護3以上に該当する者の主たる介護者に対し、紙おむつ等を引き換えるための「購入助成券」を申請月から有効期間満了月までの期間分を随時交付する。(ただし、交付期間はその属する年度までとする)</p> <p>【支給要件・支給額等】 介護保険の要介護認定が、要介護3、要介護4又は要介護5と認定された高齢者を介護している家族。 支給額 高齢者1人当り月額2,500円券2枚×申請月から有効期間満了月までの期間分を随時交付する。</p> <p>【支給状況】 平成14年度 2,500円給付券 2,395枚 6,717,500円</p>	<p>【対象者等】 在宅の高齢者(概ね65歳以上の高齢者をいう。)</p> <p>【支給要件・支給額等】 (1)家族介護用品支給事業 町内に住所を有する者で、介護保険法第27条に規定する要介護認定において要介護4又は要介護5と認定された者の家族又は介護者で、かつ、生計中心者の前年町民税が非課税の世帯とする。 支給額 月額6,250円 (2)紙おむつ等支給事業 町内に住所を有する者で、介護保険法第27条に規定する要介護認定において要支援から要介護3と認定された者の家族又は介護者で、かつ、生計中心者の前年町民税が非課税の世帯とする。 支給額 月額2,000円 上記金額を金券にして1年分を支給する。</p> <p>【支給状況】 平成14年度 (1)家族介護用品支給事業 対象者 6名 利用合計406,250円 (2)紙おむつ等支給事業 対象者19名 利用合計370,000円 合計776,250円</p>	<p>【対象者等】 1月当たり・・・6,000円相当の助成券を社会福祉協議会にて交付する。(紙おむつ約60枚相当分) 助成券は助成の決定を受けた日の属する月から起算して当該年度末までの月分を一括交付する。</p> <p>【事業内容等】 申請受付(福祉課) 対象者の認定(〃) 対象者の決定(〃) 対象者への通知作成(〃) 通知及び助成券の交付(社会福祉協議会)</p> <p>【支給状況】 平成14年度 8,296,000円</p>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
-------	--------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【対象者等】 常時介護用品を使用している介護度4～5の高齢者で市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>【支給要件等】 月額3,000円の家族介護用品支給助成券1枚とし、年12枚を限度</p> <p>【支給状況】 平成14年度 111枚 333,000円</p>	<p>【対象者等】 町内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、常時失禁状態にあると認められる者を介護している家族に対し、紙おむつ等を引き換えるための「購入給付券」を年1回に分けて支給する。</p> <p>【支給要件・支給額等】 所得税非課税世帯において、介護保険の要介護認定が、要支援～要介護5と認定され、紙おむつが必要と認められる高齢者を介護している家族。 支給額 高齢者1人当り月額3,000円</p> <p>【支給状況】 平成14年度 3,000円給付券 233枚 697,960円</p>	<p>【対象者等】 在宅の高齢者等65歳以上の者で、非課税世帯とする。 要支援から要介護3まで(県単補助)県1/2月2,500円の購入券補助 要介護4から要介護5まで(国庫補助)国1/2・県1/4月2,500円の購入券補助</p> <p>【支給状況】 平成14年度 230回 575,000円</p>	<p>現行のとおり新市に引継ぐこととし、相違あるものについては、合併時に統一する。</p> <p>具体的調整結果 国庫補助事業及び県単独補助事業の基準に準じて実施する。 市民税非課税世帯に属する要介護4又は5の認定者については、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤及びドライシャンプーを支給し、支給額は月額5,000円とする。また、市民税非課税世帯に属する要支援から要介護3の認定者については、紙おむつ及び尿取りパッドを支給し、支給額は月額2,000円とする。</p>

石巻地域合併協議会

協定項目番号	21	協定項目の名称	介護保険事業の取扱い
--------	----	---------	------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(7)家族介護慰労金支給に関する事	<p>【支給対象者】 介護予防・地域支援 合い事業実施要綱 (国)に基づく非課税世 帯で、要介護4または 要介護5と認定された 高齢者が、過去1年間 介護サービスを受けな かった場合(ショートス テイ7日以内を除く)、 その者を介護している 家族に支給する。入院 を3か月以上している 場合は、その入院の前 後を合わせて要件を満 たす期間が1年以上に なる場合は該当する。</p> <p>【支給金額】 特別介護慰労金 高齢者1人当り年額 100千円</p> <p>【支給状況】 平成14年度 4人 400千円</p>	<p>【支給対象者】 同左</p> <p>【支給金額】 同左</p> <p>【支給状況】 平成14年度 0人</p>	該当なし	<p>【支給対象者】 次のいずれにも該当 するものとする。 介護保険法の規定 による要介護認定にお いて要介護4又は5と 判定された在宅高齢者 を介護している家族。 介護の対象者の世 帯が町民税非課税世 帯である。 介護の対象者が過 去1年間介護保険の サービス(年間1週間程 度のショートステイを除 く)を受けなかったこと。</p> <p>【支給金額】 支給対象者に対し、年 額100千円を支給す る。</p> <p>【支給状況】 平成14年度 3人 300千円</p>
(8)介護保険要介護認定訪問調査(審査)事務に関する事	<p>【内容】 要介護認定の申請が あった場合、家族等と 訪問調査の日程調整 を行い、自宅等を訪問 し調査を行う。 訪問調査について は、基本的には市が実 施している。 調査員は、常勤職員4 名、非常勤嘱託職員4 名の計8名である。 調査先が県外と県内 の一部については、調 査を委託している。</p>	<p>【内容】 要介護認定の申請が あった場合、家族等と 訪問調査の日程調整 を行い、自宅等を訪問 し調査を行う。 訪問調査について は、基本的には町と河 北町大森在宅介護支 援センター及び河北町 社会福祉協議会が実 施している。 町の調査員は、常勤 職員2名である。調査 は町の他に河北町社 会福祉協議会、河北町 在宅介護支援センター に委託している。又、調 査先が県外と県内の 一部及び管内の施設(特 養)の一部について は、調査も委託してい る。</p>	<p>【内容】 要介護認定の申請が あった場合、家族等と 訪問調査の日程調整 を行い、自宅等を訪問 し調査を行う。 調査員は、常勤職員 3名、在宅介護支援セ ンター2名、臨時訪問 調査員2名の計7名で ある。 調査先が県外と県内 の一部については、調 査を委託している。</p>	<p>【内容】 調査依頼があった場 合、家族等と訪問調査 の日程調整を行い自 宅等を訪問し調査を行 う。</p>
(9)介護認定審査会に関する事	石巻地区広域行政事務組合で事務を処理している。	同左	同左	同左

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	介護保険分科会
-------	--------	------	---------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【支給対象者】 同左</p> <p>【支給金額】 同左</p> <p>【支給状況】 平成14年度 0人</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p><u>継続して実施することとし、相違あるものについては、合併時に統一する。</u></p> <p>具体的調整結果 新市の全域に制度を拡大し、金額は、年額100,000円とする。</p>
<p>【内容】 要介護者の申請があった場合、家族等と訪問調査の日程調整を行い、自宅等を訪問し調査を行う。訪問調査については、基本的には在宅介護支援センターが実施し委託はしていない。調査員は常勤職員3名である。</p>	<p>【内容】 要介護認定の申請があった場合、家族等と訪問調査の日程調整を行い、自宅等を訪問し調査を行う。訪問調査については、基本的には町が実施している。調査先が県外と県内の一部については、調査を委託している。調査員は、常勤職員1名。</p>	<p>【内容】 要介護認定の申請があった場合家族等と訪問調査の日程調整を行い、自宅等を訪問し調査しているが殆ど外部委託で実施している。 兼務職員 1名</p>	<p><u>要介護・要支援認定に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐが、市内の認定調査は原則として直営とする。なお、市外施設等の認定調査は原則として委託とし、委託料については合併時に統一する。</u></p> <p>具体的調整結果 居宅の場合は、3,675円に、施設入所の場合は、3,150円に統一する。</p>
<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>	<p><u>合併時まで調整する。</u></p> <p>具体的調整結果 現行のとおりとする。</p>

調整結果報告第4号

行政区の取扱い（協定項目23）について

行政区の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

行政区の取扱い（協定項目23）

【調整方針】

- (1) 行政区の区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、桃生町「神取下行政区」のうち「西八反崎地区」は、河南町「和湊町上行政区」に編入する。
- (2) 行政区名については、現行のとおりとする。ただし、同一の名称を有する行政区及び数字で冠記している行政区名等については、旧町名を付すなど、新市において混乱が生じないように、合併時まで調整する。
- (3) 行政区長、行政連絡区長及び行政委員の取扱いについては、その職務内容等に相違があることから、当面現行のとおりとし、平成19年度から制度を統一する。

【調整方針（2）に係る具体的調整結果】

行政区名については、各市町で調整した内容を最大限尊重し、次のとおり調整した。

同一の名称を有する行政区名

雄勝町		北上町	
現況	具体的調整結果	現況	具体的調整結果
大須上	雄勝大須上	大須上	橋浦大須上
大須下	雄勝大須下	大須下	橋浦大須下
河北町		北上町	
現況	具体的調整結果	現況	具体的調整結果
本地	飯野本地	本地	橋浦本地
河北町		河南町	
現況	具体的調整結果	現況	具体的調整結果
沢田	沢田崎山	沢田	同左
新田	飯野新田	新田	同左
本町	飯野川本町	本町	同左

数字で冠記している行政区名

桃生町		北上町		牡鹿町	
現況	具体的調整結果	現況	具体的調整結果	現況	具体的調整結果
第1行政区	倉埵	第1行政区	橋浦本地	第1行政区	鮎川第1
第2行政区	深山・牛田	第2行政区	橋浦大須上	第2行政区	鮎川第2
第3-1行政区	寺崎舟場	第3行政区	橋浦大須下	第3行政区	鮎川第3
第3-2行政区	寺崎上	第4行政区	長尾上	第4行政区	鮎川第4
第4行政区	寺崎下	第5行政区	長尾下	第5行政区	鮎川第5
第5行政区	中津山上	第6行政区	泉沢	第6行政区	鮎川第6
第6行政区	中津山下・四軒	第7行政区	中原	第7行政区	
第7行政区	城内館下	第8行政区	要害	第8行政区	金華山
第8行政区	城内嶺	第9行政区	大上	第9行政区	新山
第9行政区	新田上	第10行政区	行人前	第10行政区	長渡中小路
第10行政区	新田下	第11行政区	二丁谷地	第10行政区	長渡根組
第11行政区	給人町上	第12行政区	釜谷崎	第11行政区	網地
第12行政区	給人町下	第13行政区	追波上	第12行政区	十八成
第13行政区	神取下	第14行政区	追波下	第13行政区	小淵
第14行政区	神取下	第15行政区	吉浜	第14行政区	給分
第15行政区	高須賀上	第16行政区	月浜	第15行政区	大原
第16行政区	高須賀下	第17行政区	立神	第16行政区	小網倉
第17行政区	小池	第18行政区	長塩谷	第17行政区	谷川
第18行政区	太田西	第19行政区	白浜	第18行政区	大谷川
第19行政区	拾貫	第20行政区	小室	第19行政区	鮫浦
第20行政区	入沢	第21行政区	大室	第20行政区	泊
第21行政区	檜崎東・山田	第22行政区	小泊	第21行政区	前網
第22行政区	檜崎西	第23行政区	相川上	第22行政区	寄磯
第23行政区	永井	第24行政区	相川下		
第24行政区	裏永井	第25行政区	小指		
		第26行政区	大指		
		第27行政区	小滝		

その他変更になる行政区名

河北町			
現況	具体的調整結果	現況	具体的調整結果
上町	飯野川上町	仲町	飯野川仲町

調整結果報告第5号

交通関係事業の取扱い（協定項目 25-7）について

交通関係事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-7	協定項目の名称	交通関係事業の取扱い
調 整 方 針	<p>1 バス・離島航路等の交通対策</p> <p>(1) 自治体運営及び住民運営のバスについては、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、新市において地域性を踏まえながら、速やかに総合交通に係る基本計画を策定し、調整する。</p> <p>(2) 福祉バスについては、現行のとおり実施することとし、新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>(3) 河南町の高齢者への福祉タクシー利用助成事業については、起点又は終点を河南町に限定し、現行のとおり実施することとし、新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p>(4) 牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については、他町との整合性を踏まえ、合併時まで調整する。</p>		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(4) そ 他バ スに代 わる独 自施策 に關す ること	事業名	該当なし	該当なし	該当なし	河南町福祉タクシー利用助成事業
	事業目的				高齢者の積極的な社会参加と日常生活の利便の向上を促進する。
	事業内容				町内に住所を有する75歳以上の者に福祉タクシー利用助成券(初乗り600円相当)月2枚を交付。
	根拠法令等				河南町福祉タクシー利用助成事業実施要綱
	補助金 交付先等				なし
	平成14年度 実 績				助成件数:1,504人 事業費:12,429,710円
	平成16年度 以降の予定				継続予定

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	企画部会	分科会名	企画調整分科会
<p>(5) バス事業者運行路線(国庫補助路線・県単補助広域路線)については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、合併後も現行の補助制度が維持されるよう国・県に要請していく。</p> <p>(6) バス事業者運行路線(市内・町内完結路線及び補助対象外路線)に対する支援については、新市において調整する。</p> <p>(7) 巡航船牡鹿丸の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、事業の運営等については、新市において検討する。</p> <p>(8) 離島航路維持に係る支援については、合併後も継続して実施する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
該当なし	該当なし	<p>高校通学バス運行補助事業</p> <p>本町から石巻圏へ通学する高校生保護者の金銭的負担の軽減を図る目的で、牡鹿町高校通学バス父母の会に対して運行費の一部を補助する。</p> <p>運行委託契約額のうち利用者負担額を控除した残額について補助する。 運行業者(河南町・㈱三和交通)</p> <p>牡鹿町補助金等交付規則・運行委託契約</p> <p>牡鹿町高校通学バス父母の会</p> <p>契約額11,315千円 町補助金6,223千円 利用者数 27人 1日行き2便、帰り3便</p> <p>継続予定 平成15年度補助見込額6,000千円 平成15年度利用者数51人</p>	<p>河南町の高齢者への福祉タクシー利用助成事業については、起点又は終点を河南町に限定し、現行のとおり実施することとし、新市の高齢福祉施策の推進及び総合交通に係る基本計画策定の中で調整する。</p> <p><u>牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については、他町との整合性を踏まえ、合併時まで調整する。</u></p> <p>(具体的調整結果) 牡鹿町の高校通学バス運行補助事業については、これまでの経過を踏まえ、現行のとおり実施することとし、今後の事業の在り方については、新市における総合交通に係る基本計画の策定のなかで調整する。</p>

調整結果報告第 6 号

障害者福祉事業の取扱い（協定項目 25-11）について

障害者福祉事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成 16 年 11 月 29 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-11	協定項目の名称	障害者福祉事業の取扱いについて
調 整 方 針	<p>障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとし、個別調整方針については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者基本計画については、新市において新たに計画を策定する。 2. 障害者団体については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。 3. 重度身体障害者居宅整備事業については、国の助成基準を基本に合併時に統一する。 4. 障害者スポーツ大会については、新市において大会を一本化することとし、新市において調整する。 5. 在宅障害者社会活動等支援事業については、新市においても石巻市の例により継続して実施する。 <p>なお、視覚障害者介添人派遣事業については、支援費で実施することで調整する。また、<u>声の市報の実施方法については、合併時まで</u>に調整する。</p>		

項 目	現		
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町
<p>(6)在宅障害者社会活動等支援事業に関すること</p>	<p>手話通訳者設置事業 1名配置：相談業務や手話講座等の開催 視覚障害者介添人派遣事業 重度の視覚障害者で、外出等社会生活を営む上で介添をする者がいない等の支障がある場合に介添人を派遣 【対象者】 視覚障害者1級、2級 【介添人の登録】 心身ともに健全で視覚障害者の福祉に関し、理解と熱意のある者を介添人として登録 【派遣時間】 午前9時から午後5時 【運営委託】 石巻市社会福祉協議会へ委託 【介添手当】 2時間まで1,000円、1時間超過 500円加算(交通費は障害者負担) 支援事業者ではないため、単独事業として実施 「声の市報」配布事業 重度の視覚障害者に対し、毎月の市報内容を音声としてテープに録音、配布(FM石巻に委託) 【対象者】 視覚障害者で、身体障害者手帳1級及び2級所持者 【給付及び貸与用具】 視覚障害者用カセットテープレコーダー(給付) 録音「声の市報」テープ(貸与) 身体障害者自動車運転免許取得事業 自動車運転免許取得助成金：限度額一人 100,000円(見込人数 3人) 身体障害者自動車改造費事業 重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車改造に要する経費を助成 【対象者】 手帳所持の重度の下肢又は体幹機能障害で、就労等に伴い自らが所有するもので、自動車の走行装置及び駆動装置を改造する必要があるもの(所得制限有) 【助成額】 1件あたり 10万円を限度(見込人数 3人) IT講習事業 情報技術講習を実施(平成14年度参加者16名)</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
<p>6. 福祉タクシー(障害者)利用助成事業及び自動車燃料費給付事業については、新市において、タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし、対象者及び助成内容については、合併時までに調整する。</p> <p>7. 障害者小規模作業所、精神障害者小規模作業所及び障害児拠点療育事業については、新市においても継続して実施する。</p>			

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>該当なし 該当なし 「声の町報」配布事業 重度の視覚障害者に対し、毎月の市報内容を音声としてテープに録音、配布(グループ「まいまい」が声の広報を行っている) 該当なし 該当なし 該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし 該当なし 「声の町報」配布事業 重度の視覚障害者に対し、毎月の市報内容を音声としてテープに録音、配布(朗読ボランティア「G・ミンキー」が自主的に実施している) 該当なし 該当なし 該当なし</p>	<p>新市においても石巻市の例により継続して実施する。なお、視覚障害者介添人派遣事業については、支援費で実施することで調整する。また、声の市報の実施方法については、合併時までに調整する。</p> <p>(具体的調整結果) 新市においては、民間委託で実施することを基本とする。なお河南町及び牡鹿町については、ボランティアによる地域版の実施についても継続する方向で働きかけるものとする。</p>

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-11	協定項目の名称	障害者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	現				
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町	
(7)福祉タクシー(障害者)利用助成事業に関する事	概要	タクシー - 利用料金の一部助成(自動車燃料費との選択)	タクシー - 利用料金の一部助成(自動車燃料費との選択)	タクシー - 利用料金の一部助成	タクシー - 利用料金の一部助成(自動車燃料費との選択)
	助成対象者数	2,070人 身体障害者1～2級,3・4級は在宅酸素療法者又は車いす常用者,療育手帳A所持者(重度身障者医療費助成で定める所得制限と同額の所得制限あり) 身体障害者 1級1,131人 2級588人 3・4級60人 知的障害者 A291人	409人 身体障害者1～3級、精神障害者1・2級、療育手帳A・Bで河北町内在住者 身体障害者 1級145人 2級93人 3級93人 知的障害者 A37人 B30人 精神障害者 1級5人 2級 6人	220名 身体障害者1～3級、療育手帳A・B 身体障害者1級75人 2級47人 3級50人 知的障害者 A31人 B17人	534人 身体障害者1～3級、精神障害者1・2級、療育手帳A・B 身体障害者1級167人 2級128人 3級127人 知的障害者 A52人 B36人 精神障害者 1級11人 2級13人
	助成内容	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚(人工透析通院者は月8枚)
	交付者数(H14年度)(交付者/対象者%)	902人 (43.6%) 身障1級530人 2級276人 3・4級49人 知的A47人	94人(23.0%) 身障1級31人 2級29人 3級20人 知的A5人 B6人 精神1級0人 2級3人	54人(24.5%) 身障1級25人・2級9人 3級16人 知的A3人 B1人	228人 (42.6%) 身障1級87人 2級61人 3級57人 知的A8人 B8人 精神1級4人 2級3人
利用率	交付枚数 40,332枚 利用枚数 30,878枚 利用率 76.6% 平成14年度実績 18,526,780円	交付枚数 4,828枚 利用枚数 3,560枚 利用率 73.7% 平成14年度実績 2,124,060円	交付枚数 2,400枚 利用枚数 1,259枚 利用率 52.4% 平成14年度実績 753,690円	交付枚数 11,164枚 利用枚数 5,604枚 利用率50.2% 平成14年度実績 3,347,740円	
(8)自動車燃料費給付事業に関する事	概要	自動車燃料費の一部助成(タクシー - 利用料金との選択)	自動車燃料費の一部助成(タクシー - 利用料金との選択)	該当なし	自動車燃料費の一部助成(タクシー - 利用料金との選択)
	助成対象者	2,070人(福祉タクシー対象者と同様)	409人(福祉タクシー対象者と同様)		534人(福祉タクシー対象者と同様)
	助成内容	本人運転月2,000円,家族運転月1,000円(燃料券で交付)	月2,000円(現金給付 - 振込)		月2,000円(現金給付 - 振込)
	交付者数(H14年度)(交付者/対象者%)	579人 (27.9%) 1級本人166人 家族160人 2級本人66人 家族88人 3・4級本人10人 家族12人 知的A78人	115人 (28.1%)		179人 (33.5%) 1級73人 2級42人 3級40人 知的A 9人 B 8名 精神1級3名 2級4名
利用率	交付枚数 6,639枚 利用枚数 6,146枚 利用率 92.6% 平成14年度実績 9,663,000円	平成14年度実績 2,536,000円		平成14年度実績 3,364,000円	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
-------	--------	------	--------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
タクシ - 利用料金の一部助成 189人 身体障害者1～2級,療育手帳A・B,精神障害者手帳1・2級 身体障害者 1・2級136人 知的障害者 A・B38人 精神障害者 1・2級 15名	タクシ - 利用料金の一部助成 190人 身体障害者1～3級 97人,療育手帳A・B 30人,精神障害者手帳 1人,精神を事由とする障害者年金を受給するもの,精神に伴う通院医療費の助成を受けている者62人	タクシ - 利用料金の一部助成(自動車燃料費との選択) 194人 身体障害者1～4級(4級は,車椅子常時利用者が在宅酸素療法実施者に限る)療育手帳A・B所持者,精神障害者手帳 身体障害者 1級73人 2級33人 3級42人 知的障害者 A 35人 精神障害者 1級 4人 2級 2人 3級 5人	新市において,タクシー券と燃料券の選択ができる制度に統一することとし,対象者及び助成内容については,合併時まで調整する。 (具体的調整結果) 【対象者】 ・身体障害者手帳1～2級 ・3級の肢体不自由・在宅酸素療法者 ・療育手帳A ・精神障害者福祉手帳1級 (重度身障者医療費助成で定める所得制限と同額の所得制限あり) 【助成内容】 タクシー券 初乗り運賃料金相当額×4枚/月 ガソリン券 18歳以上の身体障害者手帳所持者で家族が運転する場合1,000円/月 上記以外のもの2,000円/月
小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	小型タクシー初乗り料金相当額助成月4枚	
107人(56.6%) 身障74人 知的27人 精神6人	20人(10.5%) 1級9人 2級2人 3級8人,精神3級1人	47人(24.2%) 身障1級21人 2級3人 3級 15人 知的A 3人 精神2級 3人 3級2人	
交付枚数 5,136枚 利用枚数 1,960枚 利用率 38.20% 平成14年度実績 1,161,660円	交付枚数 840枚 利用枚数 333枚 利用率 39.6% 平成14年度実績 199,800円	交付枚数 2,148枚 利用枚数 1,512枚 利用率 70.4% 平成14年度実績 907,470円	
該当なし	該当なし	自動車燃料費の一部助成(タクシー - 利用料金との選択)	
		194人(福祉タクシー対象者と同様)	
		月2,000円(燃料券で交付)	
		39人(20.1%) 1級17人 2級11人 3・4級11人 知的A 2人 精神1級1名 3級2名	
		交付枚数 490枚 利用枚数 474枚 利用率 96.7% 平成14年度実績 948,000円	

調整結果報告第7号

高齢者福祉事業の取扱い（協定項目 25-12）について（その1）

高齢者福祉事業の取扱いに関する具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月29日提出

石巻地域合併協議会
会長 土井喜美夫

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
調 整 方 針	<p>高齢者福祉事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 老人保健福祉計画については、介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。 なお、審議会・推進委員会等の組織については、一本化する。 2. 長寿社会対策基金については、合併時に持ち寄り、一本化することとし、<u>充当事業については、合併時まで調整する。</u> 3. <u>ねたきり老人介護者等家族の会補助金については合併時に廃止し、新市においては介護予防・地域支え合い事業等により支援していく。</u> 4. <u>高齢者相談(訪問)については、他の代替施策への転換を図ることとし、合併時まで調整する。</u> 5. <u>介護予防・地域支え合い事業(自立支援ホームヘルプサービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、給食サービス、配食サービス、訪問理美容サービス、在宅高齢者等移動支援)については、新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時まで調整する。</u> 6. <u>バリアフリー住宅普及促進事業については、県の基準に統一したうえで継続実施することとし、詳細は合併時まで調整する。</u> 7. <u>高齢者等住宅整備資金貸付については、現行のとおり新市に引き継ぐが、合併後、新規貸付は実施せず、廃止の方向で新市において調整する。</u> 		

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(2)長寿社会対策基金等に関すること	基金名	石巻市長寿社会対策基金	河北町長寿社会対策基金	雄勝町長寿社会対策基金	河南町福祉基金条例
	充当事業	在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業	在宅福祉等の普及、向上に関する事業 健康、生きがいづくりの推進に関する事業 ボランティア活動の活性化に関する事業	本格的な高齢化社会の到来対応した施策を推進するために必要な事業	在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業
	H15.3末現在高	589,919,851円	253,117,008円	130,703,207円	206,632,129円
(4)高齢者相談(訪問)に関すること	該当なし	愛の訪問員設置事業 【内容】 病弱等のため、日常生活に不安を抱える概ね65歳以上のひとり暮らし老人に対し、隣人の方に訪問員となり、安否確認、対話等を行う。 【対象者】30名 【報酬】月額1,500円を年度末に支給	該当なし	該当なし	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢者・障害者福祉分科会
<p>8. デイサービス事業(生きがい・ミニ)については、各地域の特色を活かしながら、また、ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については、制度を一本化し、新市においても継続して実施することとし、<u>詳細は合併時まで調整する。</u></p> <p>9. 老人クラブ(連合会・単位クラブ)の助成については、新市においても継続して実施する。なお、補助金の算定基準については合併時に統一することとし、<u>詳細は、合併時まで調整する。</u></p> <p>10. 敬老祝金については、77歳、88歳者に限定し一律10,000円支給とし、記念品及び弔慰金は廃止する。 <u>なお、100歳者の特別敬老祝金については、合併時まで調整する。</u>また、敬老会事業については、全域を対象の式典と各地域の敬老会に分け、地域の敬老会については、地域の独自性・自主性を活かした内容とし、<u>詳細は合併時まで調整する。</u></p> <p>11. 生活福祉センター・地域福祉センター・老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等の高齢福祉施設については、<u>現行のとおり新市に引き継ぐものとし、詳細は合併時まで調整する。</u></p> <p>12. 老人の生きがいと創造の事業及び老人スポーツ大会については、新市においても継続して実施する。 <u>なお、ゲートボール広場の整備補助については、合併時に廃止し、新市の介護予防・生きがい対策の推進の中で新たな制度を検討する。</u></p> <p>13. 老人ホーム入所判定委員会については、新市において一本化したうえで継続して実施する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
桃生町高齢者福祉対策基金 在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業	北上町長寿社会対策基金 在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業	牡鹿町長寿社会福祉対策基金 在宅福祉事業 在宅医療事業 高齢者生きがい対策事業 健康対策事業	基金については、合併時に持ち寄り、一本化することとし、 <u>充当事業については、合併時まで調整する。</u> (調整中)
168,854,499円	133,052,000円	380,633,000円	
老人福祉相談員の設置 【内容】 高齢者の日常生活上の相談、適切な助言指導を行う 【委託先】 桃生町社会福祉協議会 【予算】 190,000円 【回数】 毎月3回 (1日・10日・20日) 相談員5名で毎回3名従事	該当なし	該当なし	<u>他の代替施策への転換を図ることとし、合併時まで調整する。</u> (具体的調整結果) 【高齢者相談の代替策】 各在宅介護支援センターの活用 社会福祉協議会における相談事業の活用 緊急通報システム事業の活用

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	対象者	現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(5) 自立支援ホームヘルプサービス事業に関する事	対象者	該当なし(H14年度末で廃止)	介護保険で非該当となった概ね65歳以上の高齢者 老人福祉法第10条の4に基づく高齢者	老人福祉法に基づき、日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者(65歳未満可の規定あり) 介護保険法で自立判定の65歳以上の一人暮らし老人等	おおむね65歳以上の単身世帯等に属する高齢者であって、日常生活の援助が必要な者
	サービス内容		・家事に関する事(調理,衣類の洗濯,掃除,買物,関係機関への連絡等) ・相談・助言に関する事	・家事・介護に関する事(調理,衣類の洗濯,掃除,身の周りの世話,買物,医療機関等との連絡,通院介助等) ・相談・助言に関する事	・家事・介護に関する事(調理,衣類の洗濯,掃除,身の周りの世話,買物,医療機関等との連絡,通院介助等) ・相談・助言に関する事
	利用回数		週1.5時間(月3回以内)	原則週1回	原則週1回
	利用者負担金		1時間当たり208円	介護保険要支援者の負担額と同額(利用者負担10%)	1時間当たり208円
	委託先及びH14年度実績	H14年度活動時間571時間	河北町社会福祉協議会 H14年度実績82時間 決算額125,460円	雄勝町社会福祉協議会 H14年度実績なし	河南町社会福祉協議会 H14年度実績2時間 決算額3,060円
(6) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	対象者(次の要件を全て満たした者)	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 老衰,心身の障害,傷病等により臥床している等寝具の衛生管理が困難な者 本人が属する世帯が市民税非課税世帯の者	介護保険の要介護認定で要介護3,4,5のいずれかに認定された者	該当なし	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 老衰,心身の障害,傷病等により臥床している等寝具の衛生管理が困難な者 重度の身体障害のため臥床している65歳以上の者
	サービス内容	年2回/1人当たり寝具(掛布団,敷布団,毛布各1枚セット)の洗濯,乾燥,消毒 の寝具の乾燥,消毒 又は を選択	年2回/1人当たり寝具(掛布団,敷布団,毛布,マットレスまたはヘットマットの各1枚がセット)の洗濯,乾燥,消毒		年4回/1人当たり寝具(掛布団,敷布団,毛布,各1枚セット)の洗濯,乾燥,消毒
	利用者負担金	460円(1割相当額) 210円(1割相当額)	630円(1割相当額)		0円
	H14年度実績	H15年度より実施	88人 498,960円		65人 409,500円

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で日常生活上の援助が必要な者	介護保険で非該当となった概ね65歳以上の高齢者	介護保険制度化における「自立者」	<p>新市においても継続して実施する。なお、サービス内容は、介護保険の要支援者を上限に、利用者負担は介護保険と同様に1割負担とし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(具体的調整結果) 【対象者】 おおむね65歳以上で高齢者のみの世帯の方で要介護認定の自立者 【サービス内容】 調理、衣服の乾燥、掃除、買い物、関係機関との連絡等の家事、相談助言 【委託先】 社会福祉協議会及び介護事業者</p>
ヘルパー支援 ・外出時の援助(外出、散歩の付き添い等) ・食事、食材の確保 ・その他簡易な日常生活の援助 シルバー派遣支援 ・家の庭の手入れ(庭、生け垣、庭木等) ・雪下ろし、除雪など	・家事に関すること(調理、衣類の洗濯、掃除、買い物、関係機関への連絡等) ・相談・助言に関すること	・家事に関すること(調理、衣類の洗濯、掃除、買い物、関係機関への連絡等) ・相談・助言に関すること	
ヘルパー支援 月1～2回 1時間程度 シルバー派遣支援 年3回 6時間以内	1週間に1回以上(実態調査により必要と認められた回数)	実態調査により必要と認められた回数	
介護保険要支援者の負担額と同額(利用者負担10%)	介護保険要支援者の負担額と同額(利用者負担10%)	サービスの100分の10に相当する額	
せんだんの杜ものう シルバー人材センター H14年度実績40時間 決算額41,000円	北上町社会福祉協議会 H14年度実績なし		
概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 老衰、心身の障害、傷病等により臥床している等寝具の衛生管理が困難な者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 老衰、心身の障害、傷病等により臥床している等寝具の衛生管理が困難な者	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯 介護保険の要介護認定で要介護3、4、5のいずれかに認定された者	<p>新市においても継続して実施する。なお、サービス内容は一人当たり年2回、利用者負担は1割とし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(具体的調整結果) 【対象者】 おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方で市民税非課税世帯 【サービス内容】 掛布団、敷布団、毛布、マットレス又はベッドマットの洗濯、乾燥、消毒</p>
年2回/1人当たり 寝具(掛布団、敷布団、毛布、マットレス又はベッドマット(ただし、スプリングなし)の各1枚がセット)の洗濯、乾燥、消毒 の寝具の乾燥、消毒 又は を 選 択	年2回/1人当たり 寝具(掛布団、敷布団、毛布、各1枚セット)の洗濯、乾燥、消毒	年1回/1人当たり 寝具(掛布団、敷布団、毛布、各1枚セット)の洗濯、乾燥、消毒	
540円(1割相当額) 340円(1割相当額)	600円(1割相当額)	0円	
1人 5,460円	85回 484,500円	10人 71,000円	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町
(7) 給食サービス事業に関する事	対象者	生きがい対応デイサービス事業利用者 ミニデイサービス事業利用者 遊びりテーション事業利用者	該当なし	該当なし
	サービス内容	ミニデイサービス等において利用する給食サービスの費用助成		
	利用者負担金	1食(回)当たり単価650円 うち委託(助成)額 300円 利用者負担額 350円		
	事業委託先	市内民間事業者 10事業者		
	H14年度利用実績等	延べ会食数6,136食 実利用人員668人 決算額 1,840,800円		
(8) 配食サービス事業に関する事	対象者(次の要件を全て満たした者)	概ね65歳以上の一人暮らしまたは、高齢者のみの世帯に属する者 心身の障害及び傷病、加齢その他の理由により食事の用意が困難な者 本人が属する世帯員全員が市民税非課税の者	町社会福祉協議会がボランティア友の会に委託して実施年7回程度4支部で実施(710食、対象116人、1食500円) 会食サービスも町社会福祉協議会で年1回支部ごとに実施(30食程度)	該当なし
	サービス内容	昼または夕食の1日1回、週7回までの希望回数のうち必要と認められた回数		
	利用者負担金	1食単価 700円 うち委託(助成)額 300円 利用者負担400円		
	事業委託先	民間事業者 3事業者		
	H14年度利用実績	年間延配食数8,910食 利用実人数150人 決算額 2,704,500 円(H14年8月事業開始) 他に民生委員等ボランティアによる会食サービスも実施している。		
(9) 訪問理美容サービス事業に関する事	対象者(次の要件を全て満たした者)	概ね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯介護保険の要介護認定3,4,5のいずれかの認定者 本人が市民税非課税者	町社会福祉協議会で実施	該当なし
	サービス内容	1回当たり単価1,500円(出張経費として) 年4回/1人当たり上限		
	利用者負担	理美容料金実費		
	事業委託先	理・美容組合石巻支部のうち協力事業者		
	H14年度利用実績	H15年8月事業開始		

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河南町	桃生町	北上町	牡鹿町	
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(具体的調整結果)</p> <p>【対象者】 ミニデイサービス等を利用するおおむね65歳以上の高齢者の方</p> <p>【助成額】 1食当たり300円</p>
<p>概ね65歳以上の一人暮らし又は、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>一人当たり週4回(3回を限度：月・火・木・金)1回当たり1食を昼食時に配達</p> <p>1食単価350円 うち助成額150円利用者負担200円</p> <p>特別養護老人ホーム 年間延配食数 5,129食 利用実人数 47人 決算額 7,080,996円 町社会福祉協議会でも実施(月2回60人利用1食100円(H15年度は200円)) 会食サービスも町社会福祉協議会で年2回実施</p>	該当なし	<p>概ね65歳以上の一人暮らし又は、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>週2回</p> <p>1食単価700円 うち助成額500円利用者負担 200円</p> <p>民間事業者 年間延配食数 3,623食 利用実人数 70人 決算額 1,811,500円</p>	<p>概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等</p> <p>月2回程度</p> <p>1食単価400円 うち助成額250円利用者負担 150円</p> <p>社協ボランティア 年間延配食数820食 利用実人数 137人</p>	<p>新市においても継続して実施する。なお、民間事業者委託及びボランティア委託を併用することを基本に、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(具体的調整結果)</p> <p>【対象者】 おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方で市民税非課税世帯</p> <p>【サービス内容】 アセスメントに基づいた食事を自宅へ配食</p> <p>【利用者負担額】 1食当たり300円 アセスメントが必要な「食」の自立支援サービスについては、民間事業者委託とし、これまでボランティアで実施してきたサービスについては、これまでどおり継続してもらうよう働きかけるものとする。</p>
<p>概ね65歳以上 老衰、心身の障害、傷病等により臥床している者 心身の障害等により自ら理容院または美容院を利用するのが困難な者</p> <p>1回当たり単価1,500円(出張経費として)年4回/1人当たり上限</p> <p>理美容料金実費</p> <p>河南町理容ボランティア会 年間実対象者数 17人 実績 30人 45,000円</p>	<p>概ね65歳以上 自ら理容店、美容院に向くのが困難な者</p> <p>1回当たり単価1,500円(出張経費として)年4回/1人当たり理美容料金実費</p> <p>H14年度実績なし</p>	該当なし	該当なし	<p>新市においても継続して実施する。なお、1回当りの単価は1,500円、利用回数は年4回を上限とし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(具体的調整結果)</p> <p>【対象者】 おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方で要介護認定3以上かつ市民税非課税世帯</p>

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項目	現		
	石巻市	河北町	雄勝町
(10)在宅高齢者等移動支援事業に関する事	<p>対象者 (次の要件を全て満たした者) 65歳以上の高齢者 介護保険の要介護認定で要介護4または5と認定 本人が市民税非課税の者</p> <p>対象車両 寝台車、リフト付タクシー 患者等輸送限定の軽自動車</p> <p>助成内容 年間利用券:8枚交付(1枚当たり30分単位) 1枚当たり:交通費の9割を助成(利用基準額3,420円上限)</p> <p>利用者負担金 寝台車またはリフト付タクシー 助成額 3,080円 利用者 340円 患者等輸送限定の軽自動車 助成額 2,250円 利用者 250円 石巻広域圏を越える場合は距離制</p> <p>委託先及びH14年度実績 市内2事業者 寝台車・リフト付きタクシー104枚、患者等輸送限定軽自動車43枚 463,180円</p>	<p>身体、精神上著しい障害があるため、常時臥床しその状態が継続している者又は重度の歩行機能障害のため、車椅子等補助具を使用しなければ外出が困難な者</p> <p>車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車(貸し出し)</p> <p>車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車(貸し出し)</p> <p>・無料 (ただし、燃料費実費分は個人負担) ・利用の範囲 病院等への通院・入退院、社会福祉施設への通所・入退所、各種行事への参加、レクリエーション等</p> <p>河北町社会福祉協議会 利用人員41名 利用回数55回 委託料(車輛保守管理等経費のみ)</p>	<p>該当なし</p> <p>該当なし</p>
(11)バリアフリー住宅普及促進事業に関する事	<p>対象者 (次の要件を全て満たした者) 介護保険の要介護認定で自立と認定された65歳以上の者 住宅の改良が必要と認められる者 本人が属する世帯員全員が市民税非課税の者</p> <p>サービス内容 改良に要した経費(20万円を上限)の9割を助成 [改修箇所] 浴室、玄関、洗面所、便所、廊下、階段、台所、居室等 H14年度実績 3件 303,525円</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
特に制限なし	老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者又は車イスを利用している等、一般の交通機関を利用することが困難な者	介護保険の要介護3,4,5のいずれかに認定された者 町民税非課税の者	該当なし	<p>新市においても利用券制(業者委託)及び寝台車貸出制を併用し、継続して実施する。なお、利用券制の対象者は要介護3,4,5に、利用枚数については年間8枚を上限とし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(具体的調整結果) 【利用券制の対象者】 おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方で要介護認定3以上かつ本人が市民税非課税 【利用枚数】 30分券8枚を基本、地域事情を考慮し、一部地域については1時間券4枚、30分券4枚(雄勝町、北上町、牡鹿町等) 【寝台車貸出制】 対象者については制限を設けないこととし、社会福祉協議会に委託する方向で調整する。</p>
車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車(貸し出し)	桃生町社会福祉協議会所有車両を利用	寝台車、リフト付タクシー		
車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車(貸し出し)	通院等に係る移送サービスを実施	年間利用券:12枚上限		
・無料 (ただし、燃料費実費分は個人負担)	・燃料代200円～600円(利用距離による) ・利用の範囲 自宅から25キロ以内とし、医療機関等までの移動	30分以内:町負担2,400円,利用者負担1,020円 1時間以内:町負担4,790円,利用者負担2,050円		
町直営	桃生町社会福祉協議会 利用人員30人 延べ回数110回 201,000円	業者 利用人数7人 延べ回数15回 113,850円		
該当なし	介護保険の要介護認定で自立と認定された65歳以上の者 住宅の改良が必要と認められる者 介護保険制度においては要援護と認定された者については介護保険サービスの限度額を超えた者	該当なし	該当なし	<p>県の基準に統一したうえで継続実施することとし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(具体的調整結果) 【対象者】 おおむね65歳以上の自立者で市民税非課税の者 【助成額】 対象経費に100分の90を乗じた額とし、180,000円を限度</p>
	改良に要した経費(35万円を上限)の9割を助成 【改修箇所】 浴室、玄関、洗面所、便所、廊下、階段、台所、居室等 H14年度実績なし			

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	
(13-1) デイサービス事業に関すること (生きがいミニ) 【直営・委託事業】	事業名	生きがい対応サービス事業	ミニデイサービス事業	高齢者生きがい活動支援通所事業
	対象者	介護保険の要介護認定で要支援となった者を含む、おおむね自立者	介護保険の対象外となった65歳以上の在宅高齢者又は、在宅の日常生活自立度Jランク及びAランクに該当するもの	雄勝町に住所を有する者で、かつ、家に閉じこもりがちな高齢者
	サービス内容	各種趣味に関する講座、日常動作訓練、生活に関する相談、指導、送迎	講話、健康相談、保健指導、健康チェック、健康体操等健康づくりに関すること、レクリエーション、会食、趣味活動等、送迎	
	利用回数 実施箇所	週1回(7箇所)	週1回(4箇所)	
	利用料	原則無料(昼食等は実費自己負担) 給食サービス助成を利用	原則無料(昼食等は実費自己負担)	
	委託先等	石巻市社会福祉協議会 H14年度 延べ利用者 4,149人 H15年度予算額 20,725,000円	河北町社会福祉協議会 H14年度 延べ利用者 935人 H15年度予算額 3,239,000円	H14年度実績なし
(13-2) デイサービス事業に関すること (生きがいミニ) 【支援事業】	事業名	ミニデイサービス支援事業	河北町地域活動促進助成金交付事業	該当なし
	事業概要	<p>【概要】 介護予防または生活支援を要する高齢者に、家庭的な雰囲気や柔軟なきめ細かいサービスを提供するため、石巻市社会福祉協議会の行うミニデイサービス支援事業に対し補助金を交付</p> <p>【補助金額】 ミニデイサービスを利用した延べ人数に一人当たり780円を乗じて得た額を上限に交付 (参考)H14年度交付実績 1団体 H15年度予算額 1,404,000円</p>	<p>【概要】 より身近に利用できるサービスを在宅高齢者に提供し、自主活動事業を実施している団体又は実施しようとしている団体に対し運営費の一部として助成金を交付</p> <p>【交付対象】 ・在宅高齢者の心身機能維持向上を図る事業 ・在宅高齢者の閉じこもりの予防を図る事業等</p> <p>【助成金額等】 ・年額36千円以内 ・交付期間は、交付を受けた年度から3年以内 (参考)H14年度交付実績 4団体 H15年度予算額 288,000円</p>	

協定項目に関する具体的調整

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
生きがい対応デイサービス事業(委託) 生きがい対応ミニデイサービス事業(町直営)	生きがい対応デイサービス事業	生きがい活動支援通所事業	生きがいデイサービス事業	新市においても継続して実施する。なお、対象者は、新市に住所を有するおおむね65歳以上で心身の機能がおおむね自立の者、利用者負担は原則1割負担とする。また、サービス内容については基本的な内容は統一し、各地域の特色を活かしながら実施することとし、詳細は合併時まで調整する。 ミニデイサービス支援及び地域活動促進助成金については、制度を一本化し、新市においても継続して実施することとし、詳細は合併時まで調整する。 (調整中)
河南町に住所を有する60歳以上の者で居宅においてひとり暮らし等によりいえに閉じこもりがちなもの	在宅の虚弱及び痴呆性の高齢者並びにひとり暮らしの高齢者等	おおむね65歳以上の高齢者で、かつ家に閉じこもりがちな者	おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等であって介護保険法の適用外の者	
生きがい対応デイ生活に関する相談、指導等、日常動作訓練、教養講座、陶芸教室、健康チェック、送迎 生きがい対応ミニデイ生活に関する相談・指導、遊びりテーション等による日常動作訓練、趣味、生きがい活動、健康チェック	各種趣味に関する講座、日常動作訓練、生活に関する相談、指導	各種趣味に関する講座、日常動作訓練、生活に関する相談、指導	各種趣味に関する講座、日常動作訓練、生活に関する相談、指導	
月2回(7箇所) 週2回(1箇所)	月1～2回(7箇所)	月1回(1箇所)	週3回(1箇所)	
原則無料(昼食等は実費自己負担)	原則無料(昼食等は実費自己負担)	1,000円	1回当り5,480円の100分の10相当額負担	
河南町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者3,364人 H15年度予算額9,522,000円 直営 H14年度延べ利用者1,646人	桃生町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者1,271人 H15年度予算額5,206,000円	北上町社会福祉協議会 H14年度延べ利用者2,608人 H15年度予算額1,485,000円	医療法人とちの木病院 H14年度延べ利用者 788人 H15年度予算額5,603,000円	
河南町ミニデイサービス支援事業	該当なし	該当なし	該当なし	
【概要】 町内でミニデイサービスを行う者に対して補助金を交付 【支援対象団体】 2団体 H15年度予算額 1,080,000円 他に町内で行われているミニデイサービス事業者の情報交換やミニデイサービスを担当する生活指導員の養成を図るため、生きがい対応ミニデイサービス活性化事業、生きがい対応ミニデイサービス生活指導員養成事業を実施している。				

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目		現			
		石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	
(14) 老人クラブの助成に関する事(連合会・単位クラブ)	加入者	4,082人	1,863人	500人	
	連合会助成内容	定額 172,800円 人数割 加入者一人 当たり60円 h15予算額425,000円	定額 687,000円 (ペタンク購入分含む)	定額 236,000円	
	単位クラブ数	99クラブ	34クラブ	8クラブ	
	単位クラブ助成内容	会員35名以上 年額41,400円(73クラブ) 会員35名未満 年額32,400円(26クラブ) 半島は適用外	年額60,000円	年額46,560円	
	事務局	石巻市社会福祉協議会	河北町社会福祉協議会	雄勝町	
(15) 敬老事業に関する事	敬老祝金	77歳・88歳 一人当たり10,000円 101歳以上 一人当たり50,000円	77歳以上89歳まで 一人当たり5,000円 90歳以上99歳まで 一人当たり10,000円 100歳以上 一人当たり50,000円	77歳 一人当たり5,000円 88歳 一人当たり10,000円	
	100歳特別敬老祝金	500,000円 記念品あり	1,000,000円	500,000円	
	弔慰金	77歳・88歳10,000円	なし	77歳5,000円 88歳10,000円	
	敬老記念品	なし	77歳	75歳, 85歳, 90歳以上	
	敬老会事業	実施時期	9月15日	9月15日	9月12日
		会場	石巻市民会館	河北町総合センター	雀島ホテル
		参加者	約1,200人	約700人	約400人
		式典内容	式典, 講演・アトラクション	式典, 講演・アトラクション	式典, 祝宴・演芸
		記念品・酒肴品・送迎	参加者へ記念品 送迎なし	招待者全員に記念品, 酒肴品 送迎あり	酒肴品を準備 送迎あり
		敬老祝金 H15年度予算額	17,020,000円	10,140,000円	2,086,200円
	敬老会事業 H15年度予算額	2,825,000円	3,256,000円	2,039,000円	

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況				調整の具体的内容
河 南 町	桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
1,583人	968人	587人	345人	<p>新市においても継続して実施する。なお、補助金の算定基準については統一することとし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(調整中)</p>
定額 462,000円	定額 350,000円	定額 194,000円 人数割 加入者一人当たり70円 h15予算額238,000円	定額 291,000円	
35クラブ	16クラブ	12クラブ	13クラブ	
会員50名以上 30,000円 + 500円 × 会員数(16クラブ) 会員50名未満 25,000円 + 500円 × 会員数(18クラブ)	年額50,000円	年額46,560円	年額43,000円 小規模クラブ(25名以下)は年額36,000円	
河南町社会福祉協議会	桃生町社会福祉協議会	北上町社会福祉協議会	牡鹿町社会福祉協議会	
77歳 一人当たり5,000円 88歳 一人当たり8,000円	77歳 一人当たり5,000円 88歳 一人当たり10,000円	77歳 一人当たり5,000円 88歳 一人当たり10,000円	75歳以上 一人当たり5,000円	<p>敬老祝金については、77歳、88歳者に限定し一律10,000円支給とし、記念品及び弔慰金は廃止する。なお、100歳者の特別敬老祝金については、合併時まで調整する。また、敬老会事業については、全域を対象の式典と各地域の敬老会に分け、地域の独自性・自主性を活かした内容とし、詳細は合併時まで調整する。</p>
1,000,000円 記念品あり	1,000,000円	500,000円	1,000,000円	
なし	77歳5,000円 88歳10,000円	なし	なし	
80歳, 90歳	新敬老者, 85歳, 90歳以上	75歳, 80歳, 88歳	77歳, 88歳, 99歳	<p>(具体的調整結果) 【100歳の特別敬老祝金】 500,000円 【敬老会事業】 各地域の敬老会対象者及び事業内容等については、当面現行のとおりとする。</p>
9月15日	9月11日	9月13日	9月14・15日	
町内各地区5会場	桃生町農業者トレーニングセンター	北上中学校体育館	町内15会場(地区集会所)	
約1,300人	約700人	約800人	約1,140人	
式典, 講演・アトラクション	式典, 講演・アトラクション	式典, 講演・アトラクション	式典, 講演・アトラクション	
参加者に記念品・酒肴品 送迎あり	参加者に記念品 酒肴品を準備 送迎あり	招待者全員に記念品 酒肴品を準備 送迎あり	酒肴品を準備(婦人会に委託) 送迎なし	
3,727,000円	1,065,000円	1,079,000円	4,815,000円	
4,183,000円	1,368,300円	2,825,000円	4,106,000円	

石 巻 地 域 合 併 協 議 会

協定項目の番号	25-12	協定項目の名称	高齢者福祉事業の取扱いについて
---------	-------	---------	-----------------

項 目	現			
	石 巻 市	河 北 町	雄 勝 町	河 南 町
(16)高齢者福祉施設に関すること(老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等)	該当なし	【設置箇所】 長面, 間垣, 沢田, 吉野, 成田, 皿貝, 後谷地, 尾崎, 三輪, 本地, 馬鞍, 大土, 北境 13地区 【管理運営等】 管理及び運営は設置行政区に委託	【設置箇所】 船越, 大須, 荒, 羽坂, 分浜, 波板, 名振, 桑浜, 立浜, 明神 10地区 【管理運営等】 管理及び運営は, 当該部落会に委託	【設置箇所】 須江, 鹿又, 北村, 和淵, 広淵, 砂押, 三軒谷地, 根方, 谷地中, 箱清水 【管理運営等】 管理及び運営は, 老人クラブに委託 【予算額】 H15年度(管理業務委託) 須江・北村・三軒谷地・根方・谷地中老人憩の家 各70,000円 鹿又・和淵・箱清水老人憩の家 各87,640円 広淵・砂押老人憩の家 各88,000円
ふれあいセンター	該当なし	【名称】河北町新田交流会館 【機能】 和室 2部屋, 多目的ホール, 調理室 【管理の委託】 地域住民が自主的に組織する交流会館管理運営委員会に委託 H15年度設置1箇所(釜谷地区)	該当なし	【名称】ふれあいセンター(梅木, 和淵山根, 依庭, 柏木) 館ふれあいセンターは(H16年3月末完成) 【管理の委託】 センターごとに置かれるふれあいセンター管理運営委員会に委託 【管理】 センターの建物及び備品は, ふれあいセンター管理運営委員会において管理, それに要する費用は, すべて管理運営委員会の負担
老人福祉センター等 高齢福祉施設	【名称】老人福祉センター「寿楽荘」 【機能】図書室・娯楽室・娯楽談話室・機能回復室・集会室・浴室 【利用料】無料 【管理運営等】施設維持管理は石巻市 事業運営は石巻市社会福祉協議会へ委託 【予算額】 H15年度 (施設維持管理) 3,820,000円 (事業運営) 3,365,000円 計 7,185,000円	該当なし	該当なし	【名称】河南町老人福祉センター 【機能】栄養指導室・教養娯楽室・ゲートボール場・健康相談室・工作室・集会及び運動指導室・生活相談室・図書室 【利用料】有料(公共利用は無料, 減免あり) 【管理運営等】 施設維持管理は河南町 事業運営は河南町社会福祉協議会へ委託 【予算額】 H15年度(施設維持管理) 4,639,077円 (生きがい対応デイサービス運営事業) 9,521,433円 計 14,160,510円 【名称】河南町老人創作館 【設置箇所】北村, 鹿又 【管理運営等】 各老人創作活動クラブに補助金交付 北村 70,000円 鹿又87,640円

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	保健福祉部会	分科会名	高齢・障害者福祉分科会
-------	--------	------	-------------

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【設置箇所】 向永井, 倉埜, 拾貫, 給人, 城内, 薬田, 新田, 櫻崎東, 入沢, 山田, 裏永井, 小池 【管理運営等】 管理及び運営は、老人クラブに委託</p>	<p>該当なし</p>	<p>【設置箇所】 高砂 / 給分地区、万寿園 / 小網倉地区、成寿園 / 十八成地区、喜樂園 / 泊地区) 【機能】集会所・会議室・調理室 【利用料】有料(公共利用は無料, 減免あり) (一般利用と営業利用で別料金) 【管理運営等】 (施設維持管理) 牡鹿町 管理人を委嘱 年間52,000円 【予算額】 H15年度 (4箇所年間施設維持管理費) 329,000円</p>	<p>生活福祉センター・地域福祉センター・老人福祉センター・憩いの家・ふれあいセンター等の高齢福祉施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、詳細は合併時まで調整する。</p> <p>(具体的調整結果) 使用料及び管理委託先については、当面は現行のとおりとする。使用料については、多目的集会所施設との整合性を図り、5年を目途に統一できるよう調整する。</p>
<p>【名称】神取いきいき交流センター 【機能】和室2部屋, 多目的ホール, 調理室 【管理の委託】地縁による団体地区町内会 H15年度中にもう1カ所設置 (永井地区)</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	
<p>【名称】桃生町地域福祉センター 【利用料】無料 【管理運営等】 施設維持管理 桃生町 事業運営 桃生町社会福祉協議会へ委託 【予算額】 H15年度委託料 施設維持管理2,944,000円 事業運営6,171,000円</p> <p>【名称】高齢者コミュニティセンター 「桃生訪問看護ステーション」と「希望の里(運営委員会)」に使用を許可している。維持管理の一部負担</p>	<p>【名称】高齢者生活福祉センター 【機能】高齢者創作室・調理室・浴室・介護教室・日常動作訓練室・居室8室 【利用料】有料(公共利用は無料) 【管理運営等】 施設の維持管理は北上町 事業運営は北上町社会福祉協議会へ委託 【予算額】 H15年度 (施設維持管理費) 11,362,000円 (事業運営) 39,464,000円 (ホームヘルプサービス・ディサービス・生活支援ハウス運営事業を含む) 計 50,826,000円</p>	<p>【名称】網地島高齢者生活福祉センター 【機能】 介護支援機能、居宅機能及び交流機能を総合的に提供 洋室2室・和室2室(台所・トイレ付), その他: 洗濯室・浴室・集会所・食堂等 【対象者】 60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある者。 【収容人員】 4室 × 2人 = 8人 【利用料】 収入により利用者負担が異なる。光熱水費は実費負担 【使用者の決定】 地域ケア会議の意見により決定</p>	

調整結果報告第 8 号

学校教育事業の取扱い（協定項目 25-27）について

学校教育事業の取扱いに関する具体的調整結果について，別紙のとおり報告する。

平成 16 年 11 月 29 日提出

石巻地域合併協議会
会 長 土 井 喜 美 夫

石巻地域合併協議会

協定項目の番号	25-27	協定項目の名称	学校教育事業の取扱い
調整方針	<p>学校教育事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員住宅については、使用料も含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、将来的な教員住宅のあり方については、新市において検討する。 2 私立幼稚園運営費助成事業及び私立幼稚園就園奨励事業については、石巻市の例により、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 特殊教育児童生徒の就学補助及び就学奨励費並びに要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、石巻市の例により合併時に統一する。 4 スクールバス・スクールボートの運行及び通学費補助金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 		

項目	現			
	石巻市	河北町	雄勝町	河南町
(9)奨学資金に関すること	【貸与額】 高校(3卒) 高校生 14,000円 専修学校 (高等課程) 14,000円 高専3年以下 14,000円 短大(2卒) 高専4年以上 38,000円 専修学校 (専門課程) 38,000円 短大 38,000円 大学(4卒) 大学4年生 38,000円	【貸与額】 高校(3卒) 高校生 15,000円 専修学校 (高等課程) 15,000円 高専3年以下 15,000円 短大(2卒) 高専4年以上 35,000円 専修学校 (専門課程) 35,000円 短大 35,000円 大学(4卒) 大学4年生 35,000円	【参考】 町の貸与制度はないが、財団法人 藤野育英会による給与制度がある。 10,000円/月を年3回に分けて支給。 町の予算から年間200万円を財団に支出している。	【貸与額】 高校(3卒) 高校生 15,000円 専修学校 (高等課程) 15,000円 高専3年以下 15,000円 短大(2卒) 高専4年以上 30,000円 専修学校 (専門課程) 30,000円 短大 30,000円 大学(4卒) 大学4年生 35,000円
	【貸与人員】 高校(3卒) 3人 短大(2卒) 3人 大学(4卒) 20人	【貸与人員】 高校(3卒) 1人 短大(2卒) } 大学(4卒) } 14人		【貸与人員】 高校(3卒) 1人 短大(2卒) 11人 大学(4卒) 13人
	【貸与方法】 4月 9月	【貸与方法】 4月 8月 12月		【貸与方法】 4月 8月 12月
	【償還方法】 1年据え置き、15年償還	【償還方法】 1年据え置き、10年償還		【償還方法】 1年据え置き、10年償還

「貸与人員」は、平成15年度当初予算に計上された新規人員である。

協定項目に関する具体的調整結果

専門部会名	教育部会	分科会名	総務・学校分科会
<p>5 授業料・保育料等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年以内に統一する。</p> <p>6 奨学資金については、合併時に統一するものとし、取扱基準については、合併時まで調整する。ただし、合併前の貸付、償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>7 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、給食費及び給食内容等については、合併後1年以内を目途に統一する。</p>			

況			調整の具体的内容
桃 生 町	北 上 町	牡 鹿 町	
<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 10,000円 専修学校 (高等課程) 10,000円 高専3年以下 10,000円 短大(2卒) 高専4年以上 30,000円 専修学校 (専門課程) 30,000円 短大 30,000円 大学(4卒) 大学4年生 30,000円 貸与額はすべて倍額まで可 入学一時金 10万円/1口 (5口制限)</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 3人 短大(2卒) 2人 大学(4卒) 12人</p> <p>【貸与方法】 4月 8月 12月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き, 10年償還</p>	<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 15,000円 専修学校 (高等課程) 15,000円 高専3年以下 15,000円 短大(2卒) 高専4年以上 35,000円 専修学校 (専門課程) 35,000円 短大 35,000円 大学(4卒) 大学4年生 35,000円</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 1人 短大(2卒) 1人 大学(4卒) 8人</p> <p>【貸与方法】 4月 8月 12月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き, 10年償還</p>	<p>【貸与額】 高校(3卒) 高校生 30,000円 専修学校 (高等課程) 30,000円 高専3年以下 30,000円 短大(2卒) 高専4年以上 50,000円 専修学校 (専門課程) 50,000円 短大 50,000円 大学(4卒) 大学4年生 50,000円</p> <p>【貸与人員】 高校(3卒) 3人 短大(2卒) 3人 大学(4卒) 20人</p> <p>【貸与方法】 4月 8月 12月</p> <p>【償還方法】 1年据え置き, 10年償還</p>	<p>合併時に統一するものとし、取扱基準については、合併時まで調整する。ただし、合併前の貸付、償還については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、雄勝町の藤野育英会奨学金は、合併時まで存続の是非を含め取扱いを雄勝町で調整する。</p> <p style="text-align: center;">具体的調整結果</p> <p>合併時に統一し、新制度として下記の基準で実施する。</p> <p>貸与人数 年度毎 100人上限 貸与金額 高校 15,000円/月 専修, 短大, 4大 35,000円/月 桃生町の入学一時金100,000円/1口(5口制限)は廃止する。 貸与方法 4月, 9月の年2回 償還方法 1年据置き10年以内償還</p> <p>なお、合併時に貸与を受けている奨学生については、貸与額, 貸与方法, 償還方法及び償還免除特例措置を含め従前のとおりとする。</p>

平成17年度新市予算編成手順について

- ・平成16年12月2日 各市町職員説明会

- ・平成17年度通年予算の要求書作成

- ・1市6町の事業を統合し，ひとつの自治体としての予算を要求。
- ・1市6町協議における未確定事項の調整を並行して行う。
- ・石巻市の財務会計システムに入力。

- ・平成16年12月24日提出

- ・平成17年1月上旬から下旬ヒアリング等

- ・石巻市財政課及び6町財政担当者によるヒアリングの実施。
- ・要求集計作業と収支差等状況について協議会への報告
- ・収支差状況により行革等を含む編成方針を策定

- ・平成17年2月上旬から下旬にかけて査定作業

- ・政策的経費を除く経常経費等一般経費について取りまとめ。
- ・長，議員選挙費，人件費等義務的経費，公共施設維持管理経費等必要最小限の経費について暫定予算を編成
- ・経過及び結果を協議会へ報告

↑
市長職務執行者が4月1日に専決処分するもの。新年度の3～4ヶ月分の予算プラス旧年度の未執行予算で収入支出を要するものを計上。

- ・平成17年3月上旬から政策的経費を含む通年予算について調整

- ・政策的経費充当可能一般財源による事業選択。
- ・総務担当・部長・課長レベルでの調整，協議。
- ・協議会への報告

- ・平成17年4月1日 暫定予算専決
- ・平成17年4月中旬 政策的経費を含む年間予算案について原案とりまとめ
- ・市長，議会議員選出
- ・平成17年度予算について市長査定
- ・議会に対し平成17年度予算付議

河南町の「合併」を考える会からの
石巻地域合併に関わる緊急公開質問状に対する回答

1 「新市まちづくり計画」で住民の意思を問う意志はないのか。

(回答)

石巻地域合併協議会と各構成市町は、10月2日から13日にかけて、全29会場で「石巻地域合併協議会住民説明会」を開催しました。

この説明会は、新市まちづくり計画を含む合併協定項目について、住民の方々に協議結果を説明し、意見交換を行うことにより、合併に係る総体的な住民意向を把握しようとして開催したものです。

全体的には、この説明会を通じて、概ね、合併に対する住民の方々の理解は得られたものと認識しておりますが、この住民説明会とは別の方法で、住民の合併に対する意を確認するかどうかは、既に、住民の請求により住民投票を実施している町、実施しないこととした町もあることから、各市町ごとに、「実施するか否か」を判断することになると思います。

2 財政問題について

(1) 各市町においては

何故、このような借金財政にしてしまったのか

これまでの行財政運営の反省点を明らかにしてもらいたい

(回答)

合併協議においては、これまでの各市町における「まちづくりへの取組み」を尊重する、ということを基本に協議を進めて参りました。従いまして、これまでの各市町の財政運営について、合併協議会はお答えできる立場にはないと考えております。

(2) 借金財政が自治権を縮小する合併に持って行かざるを得ないと説明しておきながら、普通建設事業などで新たな借金782億円を見込む理由は何か。

(回答)

御指摘のとおり、新市を取り巻く財政環境は大変厳しい状況ですが、新市の発展のためには一定の普通建設事業量を確保することが必要です。そこで、財政的に有利な合併特例債を活用して一定量の事業枠を確保したものです。

具体的には、新市の普通会計ベースでは、11年間で約782億円の新たな借入金を見込んでいますが、うち約324億円は「臨時財政対策債」及び「減税補てん債」(注)の借入れを見込んだものであり、普通建設事業及び基金造成のために新たに借入れる分は、約458億円となっています。

なお、新たに借り入れをしても、一方で返済も行うことから、「臨時財政対策債」と「減税補てん債」を除いた借入金残高は、平成17年度末が約584億円なのに対し、平成27年度末には約514億円と、減少するものとして見込んでいます。

(注)「臨時財政対策債」・「減税補てん債」：本来であれば「地方交付税」、「地方税」として収入されるものを、国の政策により地方債に振り替えられているために発行するもの。

(3) 新市まちづくり計画で、主な事業名や予算額が明示されないのは何故か。

(回 答)

新市まちづくり計画には、各市町の総合計画の実施計画などに盛り込まれている事業は勿論のこと、「まちづくり計画検討委員会」及び各専門部会から提案いただいた事業をはじめ、新市に必要な事業は全て計画に盛り込んでいます。その事業リストについては、「新市まちづくり計画施策(事業)一覧表」(別添資料を参照してください。)として公開しているところですが、新市まちづくり計画本体では、事業をコンパクトに表現するために、「中学校大規模改造事業」といった個別事業の表現ではなく、「教育施設整備事業」といった事業の括り毎の表現で表しておりますので、ご理解願います。

次に、予算額が明示されないのは何故かという点についてですが、まず、新市まちづくり計画には構想レベルのものも含め、新市に必要な事業は全て盛り込んでおりますが、事業費が未定のもの、概算レベルの事業費しか把握できないものも含んでおります。

また、新市においては市民との「協働」を基本理念の一つとして掲げており、施設整備一つをとっても、十分に住民意向を反映させるプロセスが必要となってくるわけですが、現実的には、合併前の短期間で事業内容を詳細に固めるのは難しいのが実情です。

更に、新市における財政の健全性を維持するという観点も考慮して、新市まちづくり計画においては、個別事業の予算額を明示する形ではなく、各年度の普通建設事業の総投資枠を設定する形をとっておりますので、ご理解願います。

なお、新市における事業実施の優先度の判断については、今後の社会経済環境の変化というものを念頭に置くと、財政環境など不確定な要素も多く、最終的には事業が具体化する段階、すなわち新市において判断せざるを得ず、この計画の具体的な内容については、新市において、この計画を包含して作成する総合計画及びその実施計画に委ねることとしておりますので、ご理解願います。

(4) 合併した場合としない場合で、歳入と歳出で、どの項目がどう違うのか説明してもらいたい。

(回 答)

別紙「財政計画推計手法」を参照願います。この資料には、歳入歳出各費目毎の合併しない場合と、合併した場合の推計手法の違いを整理しております。

(5) 財政計画の歳出の中で、病院関係をどのように位置付けしているのか金額を入れて示して頂きたい。

(回 答)

本財政計画は、普通会計を対象として作成しており、市立及び町立の病院については、病院会計への一般会計からの負担金等は「補助費等」に、同じく出資金は「投資及び出資金」に計上しています。

「深谷病院」については、新市においても新東松島市と設置する一部事務組合での運営を想定していることから、病院会計への一般会計からの負担金等という形ではなく、一部事務組合への負担金ということで、「補助費等」に計上しております。

このようなことから、補助費等については、病院関係でいくらという計上ではなく、

広域行政事務組合など一部事務組合負担金と病院会計への負担金・補助金を一本にまとめて計上しており、その金額は、別紙「新市財政計画説明資料」の8ページに掲載しておりますので、そちらを参照願います。

病院会計への一般会計からの出資金については、以下の金額を計上しています。

(単位：千円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
262,539	253,569	259,118	265,729	272,530	272,849	273,193	268,228	268,228	268,228	268,228

(6) 改めて、財政面から合併効果と新市の財政展望を簡潔に説明して欲しい。

(回答)

財政面での合併効果としては、以下のようなものが期待できます。

三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、人件費、物件費等が節減できる。

総務・企画等の管理部門の効率化が図られ、職員数を全体的に少なくすることができ、人件費、物件費等が節減できる。

合併特例債等、国及び県による財政的支援を受けることができ、整備が遅れていた施設などの整備を促進することができる。

一般的に、合併した場合には前述のような財政効果が期待できますが、構成市町の財政状況は、近年の厳しい財政状況に加え、平成16年度の国の三位一体改革による地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、大変厳しい状況にあります。

この厳しい状況は、新市においても、一般的な合併による経費節減のみでは収支の大幅な改善が望めない状況にあり、住民サービスに影響を与えない中で、様々な行政改革を断行しながら、新市財政の健全性を維持していかなければならないと考えております。

3 合併による住民負担はどのようになるのか。市町毎の現状と合併後の動向を世帯単位で示してもらいたい。

(1) (国民)健康保険税

(回答)

別紙「1市6町における国民健康保険税率・給付額の推移と統一試算値」のとおり。第17回石巻地域合併協議会参考資料のとおり

(2) 介護保険事業に係る「独自減免と利用者の独自減免」の実施状況と財政支出額を示して欲しい。

(回答)

現在、保険料の独自減免を実施しているのは石巻市のみで、生活保護基準と同等又はそれ以下の生活実態にある方を対象としており、平成15年度の実績では、対象者は1人で、総額7,000円の保険料を減免しています。新市においては17年度は現行のとおり実施し、18年度以降は次期事業計画策定の中で検討し、新市の基準に盛り込むことにしています。

また、利用料の独自減免については、河南町で、平成15年度までは実施していました

が、16年度に制度が廃止されているところです。河南町の15年度の減免実績は、延べ利用人が5,499人、助成総額は12,706,508円となっております。なお、新市においては利用料の独自減免は実施しないことにしています。

(3) 水道料金と下水道料金について、現在の市町毎に世帯平均の(料金)を示して欲しい。

(回答)

水道料金と下水道料金の世帯平均料金の現況は、別紙「水道料金と下水道料金の現況」のとおりです。

合併後の水道料金については、現在、水道事業を共同処理する関係団体(水道企業団、矢本町、鳴瀬町)と現在調整を行っているところです。

合併後の下水道料金については、合併後5年間で段階的に調整することにしています。

(4) 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等、福祉関係で合併することにより「前進するのと、後退するのと」を市町毎に一覧表にして示して欲しい。

(回答)

障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の福祉関係の各市町の現況及び調整の具体的な内容は、各協定項目毎の別紙「協議事項調整内容総括表」のとおりです。

合併することにより、前進するものと、後退するものについては、具体の調整を現在も進めているものもあり、現段階で明確に示せる状況にはありません。

ただ、具体の調整にあたっては、極力、サービスの低下を招かないように調整を進めておりますが、やむを得ず、事業の縮小・廃止を選択せざるを得ない場合でも、その代替策も併せて検討を進めることにしています。

4 新市における議員の取扱い等について

(1) 「合併特例法第6条第1項及び第7条1項の規定による特例」は適用しないとした理由は何か。

(回答)

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、協議会委員の内、議会議長、議員、学識経験委員で構成する第2小委員会に審議を付託して協議を重ねたものであります。

その中での議論は、学識経験委員のほとんどが、「合併の大きな目的の一つは行政の効率化にある」などの理由により、『原則選挙(特例は適用しない)』という意見を主張されたのに対し、議会関係委員からは、『原則選挙』を主張する委員、「合併後、一定期間は新市の方向性をしっかりと見定める必要がある、地域の代弁者を確保し、地域の声をしっかりと新市に届ける必要がある」などの理由により、『在任特例(特例を適用し、一定期間現在の各市町の議員は新市の議員の身分を有する)』或いは、『定数特例(特例を適用し、初回選挙時のみ、地方自治法の議員定数の2倍の範囲内で定数を定め選挙を行う)』を主張する委員に分かれ、なかなか意見の集約がなされませんでした。

そういった中で、昨年11月から12月にかけて実施した「住民懇談会」においても多くの住民の方々から、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」に関する意見が出された

ところでありますが、これらの住民の方々の意見も参考にしながら、最終的には、「住民の多くは、特例の適用を望んでおらず、『在任特例』、『定数特例』のいずれを採っても住民の支持は得られない」との結論に達し、特例は適用しないものと小委員会での議論を取りまとめ、合併協議会では、全会一致で、特例は適用しないとしたものです。

(2) 「公職選挙法第15条6項に規定する選挙区は設けない」とした理由は何か。

(回 答)

この件につきましても、合併協議会の第2小委員会において協議を進めたものですが、「地域の代弁者がゼロになる可能性もある」などの理由から選挙区を設置すべきという意見もありましたが、「新市の一体感の形成に支障をきたすのではないか」、「新市全体で見た場合、得票数に比例しない当選者、落選者の決定は好ましくないのではないか」などの意見が出され、最終的には、選挙区を設けない方向で意見集約を行い、合併協議会では、全会一致で、選挙区は設けないこととしたものです。

(3) 当地域は広大な地域での合併である。国の合併に係る指針では、「制約が大きい地域」として、「住民の連帯意識が育まれず、行政サービスの維持向上や行政効率化があまり期待できない合併計画は、適否の判断が必要とされている」としている。こうした国の方針に照らした検討がどうなされたのか。

(回 答)

国の「市町村合併の推進についての指針（平成11年8月6日）」における、「合併への制約が大きい地域」は、外海離島や山間奥地の町村を想定していると思われます。

石巻広域圏の合併の枠組みについては、宮城県が同指針に基づき策定した、「宮城県市町村合併推進要綱（平成12年3月）」の中では、広域圏1市9町が一つになることにより、地方分権時代における地域の担い手としての役割を担うとともに、県土の均衡ある発展の見地からは、「中核都市創造型」の合併と位置付けられており、少なくとも、当地域1市6町の合併が、広大な地域面積による「制約が大きい合併地域」とは考えておりません。

当地域は、通勤、通学、買物などの生活圏を共有し、相互に協力・補完しながら発展してきており、行政サービスの面においても、常備消防やごみ処理事業などについては、広域行政事務として一体的・効果的に実施してまいります。

これらのことを踏まえ、当地域においては、住民の連帯意識が醸成される素地は、十分に蓄積されているものと考えております。

1市6町の地域が一体化し、住民の連帯意識が育まれていくのに何が確認されたのか。「協働」なるものをどのように検討し、確認したのかを明らかにしてもらいたい。

(回 答)

事務事業の調整に当たっては、「事務事業の基本的調整方針」（別紙参照）を定め、調整を進めてきたところですが、この基本的調整方針の中には、「住民生活の視点に立ち、速やかな一体性の確保に努める」とする方針も掲げており、「地域住民の一体性の

確保」にも十分留意して事務事業を調整して参りました。

また、新市のまちづくりの基本理念の一つとしております「協働」につきましては、各構成市町の住民と行政職員・専門アドバイザーで構成した「新市まちづくり計画検討委員会」において、何度も議論を繰り返しながら、「市民がまちづくりの担い手となって、みんなで創造力に満ちたまちを創っていこう」と取りまとめていただいたもので、これを合併協議会での協議を経て、新市の基本理念の一つとしたものです。

- (4) 条件の違う広大な地域が一緒になることを鑑みれば、各市町の有権者数によって定数を決めて選挙し、全ての地域から議員が出て、住民の連帯意識が育まれる施策の探求がなされても良かったと思うが、何故、そうした道をふさいだのか。

(回 答)

4(2)でお答えしたとおりです。

- 5 新市の医療体系をどのように発展させるのか、その基本点を示して欲しい

(回 答)

新市の病院・診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐこととしており、公立深谷病院についても、新東松島市とで構成する一部事務組合運営の病院として、引き継ぐことにしています。

新市における良質な医療を効率的に提供するための各病院・診療所における機能分担・連携等については、合併後、石巻医療圏の医療環境の変化を見据え、速やかにそのあり方を検討することにしてはありますが、石巻市立病院、雄勝町国保病院、牡鹿病院、女川町立病院、公立深谷病院の5つの自治体病院間では、既に、病院長や事務長レベルでの検討を開始しているところです。

ただ、自治体病院のあり方を検討するに当たっては、地元医師会との連携、医師確保の面からの大学病院との連携など、関係機関との調整も必要なことから、現段階においては、新市において速やかに調整するというにしているものです。



石巻地域合併協議会
会長 土井 喜美夫 殿

河南町の「合併」を考える会
代表 阿部 小五郎
河南町鹿又字道的前 139-10

石巻地域合併に関わる緊急公開質問状

石巻地域合併協議会は10月の第19回協議会で協議事項の全てが協議、調整され、新しい新市づくりの方向性と主な施策がまとまったとして「住民説明資料」を発行されました。

私たちは、説明会で説明を聞かせていただきましたし住民説明会資料も受け取りました。

しかし、生活する住民の立場からすると、合併の必要性も、「新市まちづくり計画」にあらたな希望をも、見出すことができずガッカリしています。

合併は、いったんしてしまえば後戻りはできません。それだけに吟味に吟味を重ねて後顧に憂いを残さないようにすることが条件になる大変な事業だと認識しております。それゆえに、合併間近になった今日ですが、貴職に説明責任を果たしていただきたく、最小限明らかにしていただきたい点と善処方を文書で申し入れさせていただきます。

ご検討の上、11月8日までご回答をお願い致します。

記

[1] 「新市まちづくり計画」で住民の意思を問う御意志はないのですか。

合併に向けた協議事項の全ての協議調整が終わり、協議の結論として、合併すればこのように素晴らしい新市ができると貴職が自信を持って策定した内容を全住民に問うことは、かつてない広域の住民が新しい町づくりにこぞって取り組んでいく第一歩になるのではないのでしょうか。

新市構想の説明会は、29会場で1721名の参加と発表されています。貴職は「有意義な説明会であった」と協議会で評したことが報道されています。それはそれとして評するに値する説明会であったことを肯定こそすれ否定するなものもありませんが、住民からすれば、合併協議の到達を説明された場であって、住民が合併協議会の到達に対して意見と態度を表明する場ではなかったはずで、合併は、全ての住民にかかわる問題です。成案ができたとする今日、協議会が責任を持って住民に信を問うてもいいではありませんか。

問う意思があるのかどうか明らかにしていただきたいのです。住民の自治権に関わるだけに、住民説明会等での説明のように「信を問うには時間がない」ということにしないで、住民自治権に対する協議会の態度が問われていることを真摯に受け止めてお答えいただきたいのです。

[2] 財政問題についてお答えいただきたいのです。

市や各町での説明でも又協議会の説明でも「市町村合併が求められる理由」の1つに財政問題をあげておりました。そこには「財政需要の増大」と「借入金の増大」で、財政は極めてきびしく、効率的財政運営が求められているとしています。ここには各市町の責任者（行財政運営の）が一堂に会しての協議会であるはずなのに財政がきびしくな

ったのは自然現象でもあるかのように分析しているとしか言いようがないことに不安を覚えております。財政の問題は、私たち住民の暮らしと密接に関係するだけに以下のことに責任あるお答えいただきたいのです。

- ① 協議会が出した説明資料によれば、新市に引き継ぐ借金は1208億円余です。合併の必要性にまで上げている「借金の増大」です。市や各町の借金を並べて合計する作業は簡単です。問題なのは行財政の責任者を務めてきた方々が一堂に集まりながら単なる借金額の足し算をやっていたのではないはず。「なぜ、このような借金財政にしてしまったのか」行財政の分析内容の主要な点と「これまでの行政運営の反省点」を明らかにしていただきたいのです。
- ② 借金財政が自治権を縮小する合併にもついでかざるをえない（合併理由のひとつ）と説明しておきながら、新市の財政計画で借金可能の7割まで抑えたとする普通建設事業費を見込んだり、新たな借金782億円を見込む理由は何なのですか。
- ③ しかも、栗原や登米にしても普通建設事業については、その主なものが事業名とおおよその予算額が提示されていますが、なぜ石巻地域合併協議会では明示できないのですか。できないならその理由をお聞かせください。検討協議なしで新市建設などありえないことですので公にさせていただきたいのです。まさか、そんなことはないと思いますが、検討されていないのでしたら検討、協議をしっかりと行って、住民に提示して大方の了解を得てから合併の手続に入るのがスジではないでしょうか。お答えいただきたいと思います。
- ④ 合併しないで財政運営を行う時の財政と合併しての財政計画（これは資料に示されている）で歳入と歳出で、どの項目がどう違うのか説明してください。
- ⑤ 財政計画の歳出で「その他」がありますが、この中で住民の健康を支えてきた病院関係をどのように位置付けているのか金額を入れてお示しいただきたいのです。説明資料には3行文書で説明？されているに過ぎませんので具体的にお願ひ致します。1838億円を11年間で支出する予定の項で明らかにさせていただきたいことが多々ありますが病院は何をおいても欠かせない第一次的なものであることからここに開示方をお願いした次第ですので意のあることをお聞き取りいただきご回答をお願い致します。
- ⑥ 合併効果なるものを説明していますが、そこにあるのは336億円余の職員と議員、特別職の減員から生じる額に過ぎないではありませんか。これでは、合併とは、職員減らし、議員減らし、特別職減らしだけということになります。現在の職員や議員、町長等は多すぎる、いらぬ、ただそれだけというのですか。職員も議員もそれぞれの立場で町民福祉の向上に努力してきているのではないのでしょうか。合理化しなければならない点があれば合理化すればいいではありませんか。財政効果が職員と議員、町長の削減だけとはあまりにもさびしいではありませんか。こうした立場からできた新市は真摯に住民の福祉向上に知恵と力を発揮するものにならない懸念を抱いてしまいます。見落とし、聞き逃しがあるかもしれませんので、改めて財政面から合併効果と新市の財政展望を簡潔にお教えいただきたいのです。

[3] 合併によって住民負担はどのように変わるのですか。市町ごとの現状と合併後の動向を世帯単位で示していただきたいのです。

合併の道は住民の為であると、協議会は、「負担は軽くサービスは高く」の方向でそれぞれ分散していたのでは望むことができなかつたのを合併で大きくなることによって成し得るもので住民にとって喜ばしいことだと説明してきました。一応「成案ができた」とし、配られ、そして説明会で説明を受けた中では、よほど熟読吟味しないと自分たちの負担が増えるのか減るのか、サービスは良くなるのか後退するのか分からないものになっています。説明会会場でも「あれこれ数字を並べてあるものを現在の世帯（個人）ごとに換算すればどうなるのか分かるようにしてほしい」との要望意見

も出されていたのですが、住民の立場で、即ち「自分はどうなるのか」読み取れる資料をお願いしたいのです。そうした立場から次の項目でよいですからお示しいただきたいのです。

- ① 健康保険税についてです。説明資料 18 ページにあるように「税率の格差が大きいことから、平成 22 年度までに段階的に調整し、平成 23 年度に統一されます」と試算額と各市町の現状税率が表になっていますが前述したように世帯平均で示していただきたいのです。
 - ② 介護保険事業については、現在の「独自減免と利用者の独自減免」の実施状況と財政支出額も示していただきたいのです。
 - ③ 水道料金と下水道料金についても現在の市町ごとに世帯平均でお示しいただきたいのです。
 - ④ 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉等々、福祉関係で合併することにより「前進するのと、後退するのと」を市町ごとに一覧表にして示していただきたいのです。
- [4] 地方自治の基本のひとつに住民が議員をどのように選出することができるかにあります。しかるに 1 市 6 町の大合併で新市がつくられるのに、人口割りで議員定数 3 4 人にすることを含めた調停原文 4 項目が示されているだけです。なぜこのような調停合意文書になったのか明示されていません。そこで次の点をお伺いいたします。
- ① 「法律第 6 条第 1 項および第 7 条 1 項の規定による特例」は適用しないとした理由を簡潔にお知らせください。
 - ② 公職選挙法第 15 条 6 項目の規定する選挙区は設けない」とした理由を簡潔にお知らせください。
 - ③ 北上の神割崎から牡鹿の網地島まで含む広大な地域の合併です。地域が広いだけでなく生活の基盤にしている産業も環境も行政水準も大きく違います。そこが一緒になるのですから容易でないことはいうまでもないことだと思います。だから、合併を推進している国の機関・総務省の指針でさえ、合併計画を作成するにあたっての留意事項に（いっぱいあるが）「制約が大きい地域」として「住民の連帯意識が育まれず、行政サービスの維持向上や行政効率化があまり期待できない」合併計画は、適否の判断が必要とされるとしている、としています。こうした国の方針に照らした検討がどうなされたのでしょうか。
1 市 6 町の地域が一体化し、住民の連帯意識が育まれていくのに何が確認されたのか。私たち住民にパンフにあるような合併してもしなくとも、また私たちの地域でなければならない（極端に言うなら北海道でも沖縄でも通じるものでない）「協働」なるものをどのように検討し確認し合ったのかを明らかにしていただきたいのです。
 - ④ 議員の選び方にも言えます。定数 3 4 人の法定数で遂行することは良しとしても、条件の違う広大な地域が一緒になる事を鑑みれば、各市町の有権者数によって定数を決めて選挙し、全ての地域から議員が出て 4 年間、住民の連帯意識が育まれる施策の探求がなされてもいいのではなかったかと思いますが、なぜ、そうした道をふさいだのかご説明いただきたいのです。
- [5] 新市の医療体系をどのように発展させるのですか。現存する公立病院（深谷病院を含め）の機能を住民医療の充実に向けてどのような改善発展の構想を検討されてきたのかその基本点を示していただきたいのです。

以上